



川崎市次世代育成支援対策行動計画

# かわさき子ども「夢と未来」プラン

実施状況について(平成19年度実績)



川 崎 市

# 目次

1	次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』実施状況総括表(平成19年度実績)	
2	かわさき子ども「夢と未来」プラン個別事業実施状況(平成19年度)	1
基本目標1	子どもの権利を尊重する社会づくり	1
	(1)子どもの権利の尊重	1
	(2)子どもの参加の推進	2
基本目標2	家庭の育てる力を支える仕組みづくり	3
	(1)男女がともに担う子育ての推進	3
	(2)子育てしやすい就労環境の整備	3
	(3)多様な保育サービスの充実	4
	(4)要支援家庭対策の充実	4
	(5)経済的負担の軽減	5
基本目標3	子育て家庭を支援する地域づくり	7
	(1)地域における子育て家庭への支援	7
	(2)相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり	9
	(3)健やかに育ち、育てる地域活動の促進	12
基本目標4	親と子の心とからだの健康づくり	14
	(1)安心できる妊娠と出産	14
	(2)親と子の健康づくり	14
	(3)思春期の保健対策の充実	15
基本目標5	子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり	16
	(1)家庭や地域の教育力の向上	16
	(2)幼児・学校教育の充実	16
	(3)遊びや体験の場の整備	18
基本目標6	子どもと子育てにやさしいまちづくり	20
	(1)子育てに配慮した住宅の整備	20
	(2)安心して外出できる環境の整備	20
	(3)こどもの安全を確保する活動の推進	21
	かわさき子ども「夢と未来」プラン 所管局(区)・担当一覧	

かわさき子ども「夢と未来」プラン 実施状況について(平成19年度実績)

基本的視点

- 1 家庭と地域の育てる力を構築する
- 2 一人ひとりの子どもを尊重する
- 3 次代の親を育む
- 4 多文化共生の子育てを進める
- 5 地域の特性を生かす
- 6 地域や社会の資源を有効に活用する

基本理念

小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 子どもの権利の尊重
- 2 子どもの参加の促進

子どもの意見表明・参加の促進

「川崎市子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」の実施状況及び自己評価を所管課に調査し、それらを踏まえて「第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定した。

子どもの会議の推進

31名の子ども委員が参加し、「学校」「エコ」「福祉」の3部会に分かれて、それぞれ調査を行い、「かわさき子ども集会」で発表を行った。また市長へ8項目にわたる「私たちの提言」と1年間の活動報告を行った。

基本目標2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 男女がともに担う子育ての推進
- 2 子育てしやすい就労環境の整備
- 3 多様な保育サービスの充実
- 4 要支援家庭対策の充実
- 5 経済的負担の軽減

若い世代からの子育ての意識づくり

公立保育園全園で、育児体験学習を実施した。(中学生3,162人、高校生276人、大学生1人参加)

保育受入れ枠の拡充

平成19年7月に策定した「緊急保育5か年計画」に基づき、認可保育所、小規模認可保育所、かわさき保育室、商店街店舗活用型保育施設の整備及び家庭保育福祉員の受入れ枠拡大に向けた取組を進めた。

ひとり親家庭への支援

就業・自立支援センターにて無料職業紹介業務を実施した。

障害のある子どもへの総合的支援

新たな障害児地域療育センター設置に向け、宮前区平(向丘診療所跡地)を建設地として、民設民営による整備を行うこととした。(平成22年度運営開始予定)

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 地域における子育て家庭への支援
- 2 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり
- 3 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

親子が気軽に集える場の提供

平成19年7月に、市内19か所目となる地域子育て支援センター「かんばん」を開設した。

相談体制の充実

各区において「こども相談窓口」を設置した。

青少年の健全な育成環境の形成

子どもたちの健やかな成長のための社会環境づくりについて、市民の理解と協力を得るため、7月(JR川崎駅)、11月(小田急線新百合ヶ丘駅)に、街頭キャンペーンを実施した。また、各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業説明及び情報の共有を図った。

基本目標4 親と子の心とからだの健康づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 安心できる妊娠と出産
- 2 親と子の健康づくり
- 3 思春期の保健対策の充実

不妊治療への対応

平成19年度から、特定不妊治療費助成制度の所得制限を緩和し、1回あたりの助成額を10万円、年間2回までの助成を受けられるよう制度を改正した。

「食育」の推進

平成19年3月に制定された「川崎市食育推進会議条例」により、同年8月から「川崎市食育推進会議」を開催した。この会議により検討を進め、平成20年3月に、川崎市の特性を生かした「川崎市食育推進計画」を策定した。

基本目標5 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 幼児・学校教育の充実
- 3 遊びや体験の場の整備

地域の教育力の向上

地域教育会議のホームページを立ち上げ、情報交換と情報提供の機会の充実を図った。

幼児教育の充実

「川崎市における幼児教育の方向性及び市立幼稚園(研究実践園)のあり方に関する基本方針」を平成19年7月に作成し、川崎市における幼児教育の方向性を示し、新城幼稚園の後継施設として認定こども園を開園する方針が提示され、具体的な検討を進めていくこととした。

子どもの遊びと健全育成の推進

平成20年2月から、子育て支援・わくわくプラザ事業を実施した。

基本目標6 子どもと子育てにやさしいまちづくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 子育てに配慮した住宅の整備
- 2 安心して外出できる環境の整備
- 3 子どもの安全を確保する活動の促進

福祉のまちづくりの推進

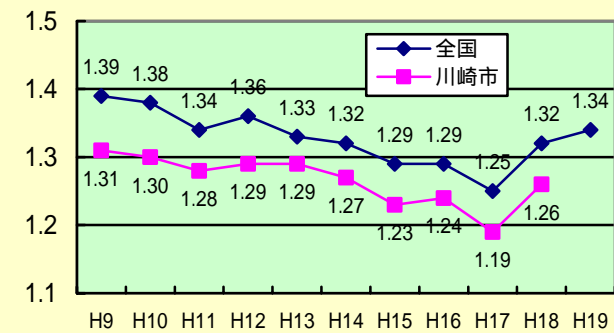
公共施設のバリアフリー化の普及を促進した。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

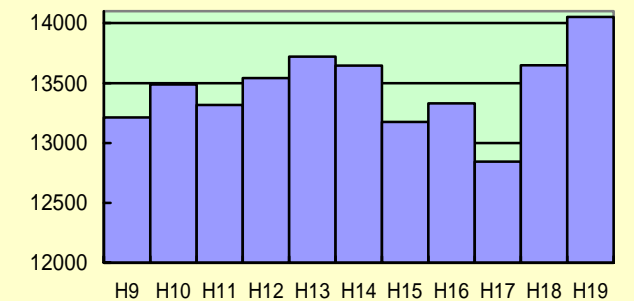
学校防犯について、各学校が作成している危機管理マニュアルを再確認することや児童生徒の登下校時における安全確保の指導の徹底を図ることを周知した。各学校においては、危機管理マニュアルに基づき、所轄の警察署等の協力を得て、不審者侵入等緊急時に対応できるよう防犯講習会を実施するなど教職員や保護者の防犯意識を高めた。また、子どもたちには、危険回避能力を高めることを目的とした誘拐防止教育なども実施している。

川崎市の出生動向の推移

合計特殊出生率の推移



出生数推移



	H9	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国	1.39	1.33	1.32	1.29	1.29	1.25	1.32	1.34
川崎市	1.31	1.29	1.27	1.23	1.24	1.19	1.26	集計中

	H9	H13	H17	H19
H10	13,214人	13,721人	12,845人	14,051人
H11	13,489人	13,646人	13,648人	
H12	13,317人	13,175人		
H16	13,542人	13,331人		

目標事業量設定施策

施策名	平成16年度実績 (計画策定時)	平成19年度実績	平成21年度目標 (計画最終年度)
保育所定員	11,175人	12,597人	12,490人
延長保育	113か所 (うち19時以降6か所)	123か所 (うち19時以降17か所)	126か所 (うち19時以降19か所)
一時保育	9か所	17か所	20か所
休日保育	2か所	6か所	7か所
乳幼児健康支援一時預かり	2か所	2か所	3か所
地域子育て支援センター	8か所	19か所 (旧子育て広場含む)	22か所 (旧子育て広場含む)
子育て広場	8か所		
ショートステイ事業	2人	2人	各区5人程度の 対応枠の確保
トワイライトステイ事業	0人	0人	各区5人程度の 対応枠の確保
ふれあい子育て サポート事業	子育てヘルパー 会員480人	子育てヘルパー 会員587人	子育てヘルパー 会員1,000人
放課後児童健全育成事業 (国庫補助対象)	56か所	68か所	71か所

放課後児童健全育成事業を包括した「わくわくプラザ事業」は、全児童を対象として、全公立小学校114校で実施している。

# かわさき子ども「夢と未来」プラン 個別事業実施状況(平成19年度)

## 基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

### (1) 子どもの権利の尊重

推進項目	内容 (は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
子どもの権利についての普及・啓発	市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるために、「かわさき子ども権利の日のつどい」を実施するとともに市民企画の講座・イベントなどを支援します。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」を中心に前後1月(約2月)の間に、市民との協働の企画・運営による「子どもの権利の日のつどい」の開催、子どもにかかわる部署との連携による各種関連事業の実施、市民グループ等の企画・運営による市民企画事業への支援、子ども夢パークとの共同事業の開催等、広く関係団体及び市民との協働を図り「子どもの権利の日事業」を実施した。	子どもの権利について、より多くの市民への周知を図るために、関係団体、市民グループ等との連携をさらに進める必要がある。	子どもの権利の日事業の取組を基盤としながら、関係団体及び市民グループ等、市民との連携を進める。	市民・こども局	人権・男女共同参画室 (子どもの権利)
	子どもの権利に関する意識の向上を図るため、条例パンフレットの配布などによる啓発・広報を充実するとともに、市ホームページこどもページの作成に子ども自身がかわる取組を支援します。	市内の全学校の小6、中2、高1年生を対象に条例パンフレットを配付し活用を促した。小学校入学説明会で全保護者あてにパンフレットを配付し周知を図った。保育園等にパンフレットの配布し、研修及び保護者学習会での活用を促した。また、公募の子どもたちによる「子ども記者」活動(養成講座、取材活動、ホームページ上に掲載4回)を実施し、子どもによる広報事業を促進した。	子どもにかかわる施設や団体等による条例パンフレットの活用が増えたが、さらに活用を促進するために、ホームページの工夫及び条例パンフレットの配布方法を含め、効果的な啓発・広報について検討が必要である。	関係部署、関係機関と連携しながら総合的に子どもの権利条例の周知を図っていく。また、子ども記者事業等とおして、子どもの参加を進める。	市民・こども局	人権・男女共同参画室 (子どもの権利)
子どもの意見表明・参加の促進	子どもの意見表明・参加を中心とした行動計画に基づき子どもの参加施策の充実を図ります。また、引き続き次期行動計画の策定を進めます。	「川崎市子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」(平成17～19年度計画期間)の実施状況及び自己評価を事業所管課に調査し、それらを踏まえて、「第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(平成20～22年度計画期間)を策定した。また、子ども参加の手法の研究のため「地域における子どもの参加の事例」を発行した。	第2次行動計画が着実に進むよう計画の進行管理を行なう。	第1次行動計画の実施状況をもとに施策の評価を行なうとともに、評価結果を踏まえながら第2次行動計画を推進する。	市民・こども局	人権・男女共同参画室 (子どもの権利)
子どもの権利侵害に対する相談・救済	子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オンブズパーソンの子どものに向けた広報を進め、周知を図ります。	人権オンブズパーソンが中学校5校と児童養護施設2か所に出向き、いじめや不登校等の話題を通して、子どもの権利侵害やオンブズパーソン制度について分かりやすく話をした。また、教職員向けの人権研修等も中学校3校で実施した。	教育委員会や学校の年間授業計画等と人権オンブズパーソン等での日程調整の必要がある。	平成20年度は中学校5校に加え、新たに小学校5校で子ども教室を実施する。子どもにとって人権オンブズパーソンが安心して相談できる機関であるという周知を図っていく。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
	相談窓口や機関を記載したカード等を子どもたちへ配布することにより、子ども自身が相談できる窓口の周知を図ります。	市内の小中学校、高等学校の全生徒に対し子どもSOSカードを配付した。	他の相談カードと配付時期が重複しないように調整する必要がある。	引き続き市内の小、中学校、高等学校の全生徒に子どもSOSカードを配付し、子ども自身が相談しやすくすることにより、虐待防止の早期発見に努める。	こども本部	こども福祉課
		市内全ての保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校の児童生徒に、「オンブズパーソン」の相談カード17.5万枚と小学生保護者向けに7万枚のチラシ配付と、学校や幼稚園等にポスター約400枚の掲示を依頼した。	学校をはじめ、市内各施設にポスター掲示・リーフレット配布等を推進し、さらに周知を図る。	引き続き市内の保育園児、幼稚園児、小中学校児童生徒、高校生全員に「オンブズパーソン」の相談カードと、小学生保護者向けその他、中学生保護者向けにチラシを配布し、周知を図っていく。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
		子どもたちが夏休みに活用できるように、前期(7月末)に総合教育センターの教育相談等を紹介している相談カードを市立各小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒と教職員に配付した。また、各区の学校運営支援担当を通じて、区役所等にも置き周知拡大を図った。	「オンブズパーソン」の相談カードや、虐待防止「子どもSOSカード」との配付時期の調整を図る必要がある。	引き続き、学校教育の中で子どもの権利についての学習を推進し、相談機関の重要性を子どもたち自身及び家庭の保護者、教職員等の子どもを支える大人にも理解してもらい有効に機能できるよう啓発を進める。	教育委員会	人権・共生教育担当
		児童養護施設等に入所する子どもへ権利ノートを配布し、子ども自身が自分の権利を確認するとともに、生活の不安を軽減したり、相談・救済の方法を伝えたりします。	権利ノートを児童養護施設等に入所している子どもに配付した。	権利ノートに付されたオンブズパーソン行き送付ハガキについて、昨年度と同様に封書添付のうえ配布するなど、個人情報保護が必要である。	児童養護施設等に入所する子どもに対して引き続き権利ノートの内容を説明し配付する。	こども本部
児童虐待等への対応の充実	児童相談所を中心とした児童虐待問題対策委員会における虐待防止に関する各事業の企画・運営を推進します。	関係機関職員向け及び市民向け研修会の開催、コンビニエンスストアへの啓発広報活動、パチンコ店等パトロール、学校向け出張研修等の事業を実施した。法改正に伴い児童虐待の業務マニュアルを作成し、児童虐待事例への適切な対応と迅速化を図った。	近年の児童福祉法、虐待防止法改正に伴い、関係機関、地域向けのマニュアル等の見直しを行う必要がある。	虐待に関する各事業の企画・運営を引き続き推進する。また研修活動の中で、保育園職員等への対象拡大について検討する。	こども本部	児童相談所
	市及び各区の児童虐待防止連絡協議会を中心とした、関係機関の連携の強化と関係機関職員への研修等の充実を図ります。	平成18年度から要保護児童対策地域協議会を立上げ、代表者会議を2回、実務者会議を34回実施した。	協議会での情報や協議内容を実際の現場にも周知、共有し、適切な保護及び実効性のある支援に向けたネットワークを構築する必要がある。	関係機関及び関係団体等の連携と協力によって要保護児童対策の推進を図る。	こども本部	こども家庭センター
	児童虐待防止啓発講演会などイベントや関係機関との連携等による虐待防止に向けた広報の充実を図ります。	関係機関職員向け及び市民向け研修会の開催、コンビニエンスストアへの啓発広報活動、パチンコ店等パトロール、学校向け出張研修等の事業を実施した。	コンビニエンスストアへの啓発広報活動の対象施設を拡大するなど、理解をより広げるよう取組む必要がある。	児童虐待件数が増加している中で、引き続き、事業の充実を図る。	こども本部	児童相談所
	児童虐待予防のため、保健福祉センターで開催している育児不安をもつ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室を充実します。	教室は、開設168回、参加者延数 1,496名、であった。各区ともグループカウンセリングに加え、個別の支援方法を組み合わせ実施し、又、スーパーバイズを有効に活用しながら、事業の効果的な運営に努め、虐待の未然防止や支援の充実を図った。	育児不安・負担を軽減し、孤立を予防することで、虐待の発生予防、進行予防のためにさらに充実強化していく必要がある。	虐待の未然防止を図るため、今後さらなる充実強化を進めていく。	こども本部	こども家庭課
	虐待相談・通告への初期対応の充実のため、児童相談所の体制整備や児童虐待防止センターの機能を拡充します。	児童虐待防止法の改正により児童虐待通告から48時間以内に児童の安全確認を行う必要があるため、虐待対応チームの職員体制の強化および、こども家庭センター内で実施している電話相談事業の見直しを行い、児童虐待防止センターのフリーダイヤルへの変更と、児童・青少年電話相談と共に対応する相談員を配置するなど、平成20年度から通告・相談に対する体制の充実と効率的な運用を図った。	さらに、児童虐待防止センターについて、広報をしていく必要がある。	継続実施する。	こども本部	児童相談所
	施設等を退所し在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による相談等の充実を図ります。	施設等を退所し在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による相談等支援を実施した。乳幼児訪問指導事業との一本化により連携が強化され、こども家庭支援員による育児支援に加え、母子訪問指導員による技術的援助も実施し、事業の充実を図った。	在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による支援の内容を充実させる必要がある。	継続実施する。	こども本部	児童相談所
	児童相談所の専門性の強化及び被虐待児やその保護者に対する心のケアと家族関係の修復に向けたカウンセリング等の支援体制の確立を目指します。	児童虐待のあった家族に対し、子どもの自立も視野に入れた親子関係の再構築を目指した保護者への支援をしている。ケースワーカーへのアンケート調査、アセスメント会議等を行い、再統合に向けた支援方法の検討を行った。	家庭復帰後の虐待等再発防止のために、家族再統合についての職員研修を行う。また、虐待の発見時から家庭復帰後までの一貫した対応に努める専任の組織整備と、研修等に参加し見識を深めるよう支援体制の充実を図る。	支援体制の確立を目指す。	こども本部	児童相談所

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
多文化共生の推進	地域の外国人市民が、学校の授業の中で自国の文化を児童生徒に伝えることを通し、異文化理解や相互の文化を尊重することを旨とした「民族文化講師ふれあい事業」を推進します。	民族文化の紹介や指導を行う外国人市民等を「民族文化講師」として、小学校53校、中学校5校、特別支援学校1校、高等学校1校に派遣した。	毎年、民族文化講師の派遣依頼をする学校が増加しており、講師の効果的・効率的な派遣を検討する。この事業本来の目的でもある、より身近な地域に在住する外国人市民の活用を促していく。	引き続き、「民族文化講師ふれあい事業」等の多文化共生施策の充実を図り、学校における多文化共生の教育活動を支援していく。	教育委員会	人権・共生教育担当
	国籍・民族・言語・文化などの違いにかかわらず、すべての人々が互いに人権を尊重し合い、共に生きる地域社会の創造をめざすものとして、民族文化についての講座や各種行事を行う「ふれあい館事業」の推進を充実します。	人権尊重学級、家庭教育学級、識字学級、ボランティア研修講座などの開催や、校本小学校との「人権共生教育会議」を通じ、子どもから高齢者まで、人権思想の啓発など推進を図った。	学校や地域に密着した事業の展開を進める必要がある。さらに、一層の充実を図る。	継続して、より一層の事業の充実を図る。	教育委員会 こども本部	生涯学習推進課 青少年育成課
	保育所や幼稚園に通う外国人の子どもへの理解を深めるため、施設職員がその国の文化や生活習慣などを学習する機会を充実します。	保育士が多様な文化的背景をもつ子どもについての理解を深めるために、人権研修等への参加や保育園での自主研修の中で実施し、学習の機会の充実を図った。	外国人の子どもが入園していない園では、研修の方法を検討する必要がある。	多文化共生の理解を深めるため、引き続き研修を実施する。	こども本部	保育課
		人権尊重教育研修という名称は無いが、幼児教育課題研修、幼児特別支援教育研修、幼稚園・保育園・小学校の連携研修、幼児事故予防研修の合計14コマの教職員研修の根底にはすべて、人権尊重教育の理念がなされていた。	人権尊重教育を基盤に幼児教育センター研修をくみだて、人権教育に対する理解をさらに深める必要がある。	幼児教育センターの研修事業においてさらに人権尊重教育研修を進める。	教育委員会	幼児教育センター
	海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障についての支援を促進します。	長期間にわたる海外生活で、日本語習得が不十分な帰国児童生徒や日本語の個別指導が必要な児童生徒に、日本語指導等協力者を派遣することにより、日本語習得の支援に努めた。	帰国・外国人児童生徒の編入学が年々増加し、特に中学校時における編入生徒への十分な支援ができていない状況であり、日本語指導等協力者派遣体制の検討が必要である。また、一人当たりの派遣期間が短くなっている。	国際化が進む中で、今後も日本語指導を必要とする外国人児童生徒の編入学が予想される。日本語指導等協力者の研修を充実させ、指導力の向上を図りながら、関係機関と連携して事業を推進する。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター

(2) 子どもの参加の推進

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
子ども会議の推進	川崎市子ども会議において、子どもが主体となった事業を展開する中で、子どもたち自身が「川崎のまちづくり」を考え、意見表明し、情報を発信していくことを支援します。	31名の子ども委員が参加し、「学校」「エコ」「福祉」の3部会に分かれて、それぞれ調査を行い、12月16日(日)の「かわさき子ども集会」で発表を行った。また平成20年3月28日(金)に市長へ8項目にわたる「私たちの提言」と1年間の活動報告を行った。	子ども達への活動の周知と子ども会議への参加促進、同じく、子どもの意見表明権の場として実施されている。また中学校区子ども会議と行政区子ども会議との関係を明確にし、さらなる活動の推進を図る必要がある。	中学校区・行政区子ども会議の連携について検討を行う。	教育委員会	生涯学習推進課
	地域社会のあり方などについて、子どもと大人と一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実させ、子どもたちの意見を反映した地域社会づくりを推進します。	中学校区・行政区子ども会議として、中学校区地域教育会議の開催により、50か所で開催、行政区地域教育会議の開催により、7行政区で開催。子ども委員の募集、実施方法や実施回数は、それぞれの地域の実状に合わせて行う。	特に子ども達への活動の周知と参加促進、同じく、子どもの意見表明権の場として実施されている川崎市子ども会議との関係のあり方を明確にする必要がある。	各子ども会議で出された意見を地域や行政に反映される仕組みづくりをめざす。	教育委員会	生涯学習推進課
	他都市の子ども会議との交流を促進し、活動の活発化を図ります。	他都市との直接的な交流は行えなかったが、「ストップ地球温暖化展」や「かわさきFM」などに参加・出演し市内外に子ども会議の活動や意見を発信することができた。	具体的に対象となる地域と組織の情報収集等が必要となる。	他都市の子ども会議との交流を今後ともできる限り促進していく。	教育委員会	生涯学習推進課
子どもの主体的な活動の推進	「子ども夢パーク」における子どもの自主的、自発的な活動を促進するため、子どもの活動を支えるサポーターやボランティアの充実を図り、子どもが主体となった運営体制の確立・定着・発展を図ります。	子ども夢パークの運営を支援するボランティア組織として、地域や利用者によって組織された「支援委員会」が、指定管理者の行う施設の管理運営に協力・支援している。子どもの意見を施設の運営に反映させる組織として、利用する子どもと川崎市子ども会議委員により組織された「子ども運営委員会」が指定管理者により設けられている。また、その委員の中から指定管理者が組織し、子ども夢パークの運営方針を協議する「子ども夢パーク運営委員会」の委員を選出し、子ども夢パークの運営に参加している。	今後、子どもが主体となった運営体制の確立・定着・発展を図る。また平成20年度に「子ども夢パーク」の所管が教育委員会から市民・こども局こども本部に移管されることに伴う課題等を整理していく。	これまで培ってきた仕組み・取り組みを維持し、さらなる充実を図る。	教育委員会	生涯学習推進課
	子どもや保護者、地域住民の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校教育推進会議の活動を促進したり、PTAとの協働関係を深めるなど、子ども・保護者・地域住民の学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。	コミュニティ・スクール4校との連絡会により、教育委員会と学校との連携を深めると共に、フォーラムを開催して他の学校へ取組成果を発信した。また、平成20年度の新たな指定に向け、候補校のヒアリングを行った。	平成20年度に新たに設置する予定の4校における支援と、コミュニティ・スクールの取組成果の発信及び活用。	各区の教育担当を中心にコミュニティ・スクールにおける支援と取組成果の発信を進めていく。	教育委員会	指導課
	青少年自身の企画運営により青少年フェスティバルを通して、青少年の社会参加の促進を図ります。	青少年の社会参加を目的とした、第13回川崎市青少年フェスティバルを実施した。	青少年が主役の事業であり、より多くの青少年の参加を促すためにさらなる広報活動を推進していく必要がある。	青少年フェスティバルのあり方を含め、青少年の社会参加の促進について検討を行う。	こども本部	青少年育成課

基本目標2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

(1) 男女がともに担う子育ての推進

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
男女がともに担う子育ての意識啓発	男女平等推進学習や家庭教育学級、両親学級等、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画し、参加を促進します。	平成19年6月24日(日)に男性の家庭参画の一環として、子育て中やひとり暮らしの男性を対象に「男性のための料理教室」を実施した。参加者数12人(申込数31人、抽選)	受講希望者が予想を遥かに超えたことがあり、機材の関係で12人しか受講できなかった。次回以降については、多くの受講者を受け入れるために複数回の開催、機材等の数を増やす等、企画段階での改善等が必要である。	子育て中の男性が参加しやすい講座の時間・内容等を踏まえて企画し、実施を検討していく。	市民・こども局	人権・男女共同参画室(男女平等推進)
		各保健福祉センターにおける両親学級では、夫婦で協力して子育てをしていく啓発のため、沐浴、妊婦体験ジャケットの体験や座談などを通して父親の育児参加意識を高めている。受講妊婦に対する夫の参加割合は約56.7%であった。 開設回数126回、受講者実数は、妊婦4,068人、父親2,306人である。そのうち、平日外の開催では、プレパパママ教室として年6回委託実施し、受講者数421人(妊婦213人、夫208人)、宮前区において年2回土曜日開催し、受講者数100人(妊婦50人、夫50人)であった。	子どもが健やかに成長・発達していく環境づくりのために、より安定した家庭環境づくりが必要であり、父親の育児・育児参加促進は今後もますます重要な課題である。	平日参加できない妊婦や夫のために、土日・夜間開催であるプレパパママ教室の充実及び各機会をとらえて父親の育児参加を促していく。	こども本部	こども家庭課
		男女平等推進学習については、教育文化会館・各市民館にて12学級実施した。土・日や夜間の時間帯で開催した学級もあった。また家庭・地域教育学級については、教育文化会館・各市民館・分館にて16学級実施した。保育付学級を開設し、子を持つ保護者が参加できる条件整備を図った。	今後も、父親の参加の機会を設ける工夫をし、父親の家庭教育参加への促進を図ることを目的とした事業を実施する必要がある。	学級の開設時期の工夫をしながら、男女が子育てを担える学習の機会を提供していく。	教育委員会	生涯学習推進課
	小学生、中学生、高校生及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した男女平等教育や意識啓発を実施します。	市内小学校5年生を対象とした男女平等教育参考資料を作成、配布した。(計12,916冊)内訳:市立小学校115校(児童用11,886冊、教員用564冊)、公立特別支援学校4校(児童用69冊、教員用51冊)、私立学校6校(児童用319冊、教員用27冊)	より効果的な男女平等意識の啓発をめざすため、配布対象学年(年齢)とそれに伴う内容について、検討する必要がある。	早期からの男女平等意識の啓発を行うため、配布対象の変更を視野に入れながら、継続して実施する。	市民・こども局	人権・男女共同参画室(男女平等推進)
若い世代からの子育ての意識づくり	若い世代から乳幼児や子育てについて関心や理解を深めるため、中学生や高校生などを対象とした育児体験学習を実施します。また、乳幼児やその親と一緒にふれあい、交流する事業を実施します。	公立保育園全園で育児体験学習を実施した。中学生の体験学習は年間3,162名、高校生は276名、大学生は1名が参加した。また、小学生は交流保育で457名が参加した。	全園で育児体験学習を実施しているが、まだ交流のない学校も多いので、今後は積極的に連携を図る必要がある。	継続実施する。	こども本部	保育課

(2) 子育てしやすい就労環境の整備

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
育児・介護休業制度等の啓発・利用促進	川崎市労働情報、市ホームページなどによる関係法令や制度についての情報提供や啓発を行います。	啓発情報誌「かわさき労働情報」は、労働関係法令の整備・改定状況や労働関連情報を勤労者及び事業者へ提供するために、市内事業所、関係機関等に配布している。平成19年度においては、6月1日発行号に「男女性雇用機会均等月間」、10月1日発行号に「仕事と家庭を考える月間」として、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりに向けた企業等の取り組みを促進する概要記事を掲載し啓発をおこなった。また、子育てしやすい就労環境を促進するセミナー及びシンポジウムの広報や中小企業子育て支援助成金案内など、市ホームページへの掲載と併せて周知を図った。	広報・啓発に努め、事業趣旨の周知徹底を図ることが求められている。	引き続き、事業の趣旨に基づき、勤労者等への適切な情報提供に努めていく。	経済労働局	労働雇用部
	事業所における男性の育児・介護休業取得促進の積極的な働きかけを行います。	「かわさき労働情報」への原稿提出を通じて、男性の育児休業制度の利用促進に向けた情報提供を実施した。事業所向け啓発パンフレットを人権・男女共同参画室主催の事業所むけ講演会の開催時に配布した。	今後も、さらに事業所における子育てしやすい就労環境整備のために、意識啓発を継続していく必要がある。	継続実施する。	市民・こども局	人権・男女共同参画室(男女平等推進)
仕事と子育てが両立できる職場づくり	女性の多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を行うなど女性の就労継続を支援します。	「かわさき労働情報」への原稿提出を通じて、男女ともに働きやすい職場環境や男性の育児休業制度の利用促進に向けた情報提供による意識啓発を実施した。「ワーク・ライフ・バランス」をテーマとした講演会を実施。対象:市民、事業所、民間団体、市職員等を対象とし、2回開催した。参加者数:約300人	引き続き、就労継続を望む女性に支援するため、情報提供を行うと共に、「ワークライフバランス」をテーマとした講演会を実施することにより、啓発の拡大を推進する必要がある。	継続実施する。	市民・こども局	人権・男女共同参画室(男女平等推進)
	商工会議所等と連携し、企業や事業主に対して、働き方の見直しや短時間勤務制度、フレックスタイム制度等の導入を啓発するなど、子育てがしやすい職場環境づくりを進めます。	市内企業51社で構成される川崎工業振興倶楽部役員会企業の実務者と「次世代育成支援に関する企業との意見交換会」を開催し、次世代育成支援に対する企業への支援制度の紹介や21世紀職業財団による講演、意見交換などを行った。また、昨年度から八都府市による「仕事と子育ての両立支援推進検討会」において検討を重ねてきた「八都府市ワークライフバランス推進キャンペーン」の開催については、川崎商工会議所等と協賛し、10月を強化推進月間として、八都府市の共同取組としてフォーラムの開催や本市独自の取組(講演会、ワークライフバランス月間等)庁内における取組(一斉退庁、職員研修等)などを実施し、ワークライフバランスの推進を図った。	引き続き「ワークライフバランス」の推進に取り組むと共に、次世代育成支援についての、企業との連携による取組を進める必要がある。	新たな取組の検討を含め、継続実施する。	こども本部	こども企画課

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
仕事と子育てが両立できる職場づくり	企業の社会的責任(CSR)の視点に立って、市内の事業所における仕事と家庭が両立できる就労環境の整備を促進するための取組の検討を進めます。	企業におけるCSR活動の取組の普及・啓発を促進するためのセミナー開催に向けて検討・調整を行った。	仕事と家庭生活の両立支援を推進するための、本市におけるCSR活動を検討していく必要がある。	引き続き、企業におけるCSR活動の取組について、普及・啓発を促進していく。	総合企画局	都市経営部

(3) 多様な保育サービスの充実

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
保育受入れ枠の拡充	認可保育所の整備を基本としつつ、認可外保育事業との連携により、平成19年4月の待機児童解消を目標に保育受入れ枠を拡充します。  認可保育所の新設・改築・増築などにより定員の拡充を図ります。 独自施策である認定保育園を拡充し、併せて援護の充実を図ります。 3歳未満児対象のおなかも保育室の活用を図ります。 家庭保育福祉員(保育ママ)の拡充を図ります。 認可保育所における定員を超えた受入れを進めます。	平成19年度は、認定保育園の認可増、家庭保育福祉員の受入枠増などの認可外保育施設・事業での受入枠増を図るとともに、平成19年7月に策定した「保育緊急5か年計画」に基づき、平成20年度当初にむけ、認可保育所(新設・移築民営化4か所、認可外保育施設の認可化1か所)、小規模認可保育所(10か所)、かわさき保育室(2か所)商店街店舗活用保育施設(1か所)の整備及び家庭保育福祉員の受入枠拡大に向けた取組を進めた。	建築基準法の改正等に伴う保育所整備事業への影響や待機児童の状況等など、社会状況の変化等も踏まえながら、引き続き、本計画に基づく保育受入れ枠の拡充を図る必要がある。	平成19年7月に策定した「保育緊急5か年計画」に基づき、平成19年度から平成23年度を計画期間として、大規模住宅建設等による人口急増地域の新たな保育需要への対応に加え、川崎市の人口推計及び女性の就労形態の多様化等も考慮したうえで、入所枠約2,600人の拡大を図る。	こども本部	保育所整備・計画担当
多様なニーズに応じたサービスの充実	就労形態の多様化に対応するため、19時以降の延長保育を拡充します。	長時間延長保育実施園は、13か所から22か所に拡充を図った。	新規開設保育所には運営当初から、既設の保育所には民営化する際に、長時間延長保育事業を付加している。今後とも市民ニーズの高い事業であるので、引き続き拡充を検討する必要がある。	新築整備保育所を中心に実施園の増加を図る。	こども本部	保育課
	女性の就労形態の多様化や保護者の緊急時・リフレッシュのための一時保育事業を拡充します。	一時保育事業実施園は、17か所から20か所に拡充を図った。	一時保育専用の保育室が必要なことから、新規開設保育所には、一時保育事業を付加することができるが、既存保育所へ拡大していくことが難しい。	新築整備保育所を中心に実施園の増加を図る。	こども本部	保育課
	保護者の子育てと就労の両立を支援するための乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)の充実を図ります。	乳幼児健康支援一時預り事業(病後児保育)を、エンゼル幸及びエンゼル多摩の2か所で実施した。	現在、南部地域(幸区)と北部地域(多摩区)の2か所で実施しているが、中部地域での事業開始が要望されている。	平成21年度までに市内3か所設置する。	こども本部	保育課
	休日保育の拡充を図るとともに、年末保育を実施します。	休日保育実施園は、3か所から6か所に拡充を図った。年末保育の実施状況は29日(土)62名、30日(日)41名、31日(月)39名、合計延142名であった。利用者数は76名で公立61名、民間15名であった。	休日、祝日、年末に勤務する保護者の職種(例、理容、美容業、商店主等)が限られており、利用件数の限りがある。年末保育の実施は、平成19年は29日が土曜日、30日が日曜日だったこと、及び31日は仕事が休みの方が多いため利用者が少なかった。1名の出席の区もあり、利用希望0の区もあった。	新築民間保育所の開設に合わせ、休日保育の拡充整備を図る。また、年末保育は継続実施する。	こども本部	保育課
保育サービスの質の向上	保育の質の向上や利用者へのサービスの選択に資するため、認可保育所における第三者評価事業を実施します。	園の規模や区別等を考慮し、公立保育園14か所で実施した。	民間保育所への受審促進の方策について、検討が必要である。	平成20年度公立保育園15園実施予定。	こども本部	保育課
	認可外保育施設に対する指導・監督の充実を図ります。	地域保育園指導監督要綱に基づき、定期的に地域保育園若しくはその事務所に立ち入り、その設備若しくは運営について、国の指導監督基準に基づき、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問(以下「立入調査」という。)を実施した。	一定の水準以上の運営や保育サービスが提供されているか専門的かつ客観的な立場から立入調査をすることにより、児童の健全な育成環境を保持していくことができる。	継続実施する。	こども本部	保育課

(4) 要支援家庭対策の充実

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
社会的養育が必要な子どもへの支援	児童養護施設等で子どもたちのより良い生活環境を確保するために、職員の資質向上や設備等の充実に向け支援します。	児童福祉施設等に入所している子どもたちのより良い生活環境の確保と、施設職員の資質向上や各施設の設備等の充実に向けた補助金を交付した。	子どもたちのより良い生活環境を確保するため、施設整備等を充実する必要がある。	継続実施する。	こども本部	こども福祉課
	市民の里親制度等への理解を深めるため、里親や児童ファミリーグループホーム制度の広報を充実します。	里親や児童ファミリーグループホーム制度について、懸垂幕の設置、ポスターの配付、市政だよりへの里親募集の記事掲載、庁内放送などにより広報を図った。	新たな広報手段について、里親会と連携し検討する。	広報手段を検討し、継続実施する。	こども本部	こども福祉課
	施設と里親の中間的形態としての児童ファミリーグループホームの増設に向けて検討します。	児童ファミリーグループホーム6か所に対して、補助金を交付した。	増設に向けては、実施者の確保及び住宅の借上げなどの課題がある。	増設に向けて検討する。	こども本部	こども福祉課
	里親の知識の習得や体験の共有等で養育技術向上を図るための研修を充実します。	里親認定前研修、新規登録里親研修、継続里親研修、あゆみの会と共催研修、施設養育実習を実施した。	研修内容のさらなる充実を図る必要がある。	継続実施する。	こども本部	こども福祉課
児童養護施設等を退所した子どもへの自立支援	児童養護施設等を退所した子どもの助言指導、及び社会生活への適応がスムーズにいくための支援事業を充実します。	児童養護施設等を退所した子どもについて、1施設の職員が訪問及び来所等の方法により、4名の子どもに、延べ23回助言指導を行い、社会生活へのスムーズな適応を支援した。	引き続き支援の強化を図る必要がある。	継続実施する。	こども本部	こども福祉課
	児童養護施設等を退所した子どもの就労等自立を支援する児童自立援助ホームの設置を検討します。	就労等自立を支援する児童自立援助ホームについて、他都市の動向を把握するなど検討した。	ノウハウを有している実施者の確保を図る必要がある。	設置に向けて検討を継続する。	こども本部	こども福祉課
ひとり親家庭への支援	母子生活支援施設に入所している家庭の自立に向けた生活支援を充実します。	指定管理者制度により管理運営を行った。	引き続き生活支援の充実を図る必要がある。	母子家庭の自立に向けた支援を継続していく。	こども本部	こども福祉課
	求人情報の提供等を行う就業・自立支援センター事業を実施し、母子家庭等の就業及び自立を支援します。	就業・自立支援センターにて無料職業紹介業務を実施し、常勤17名、パート・派遣社員・非常勤等28名の母子家庭の就業実績があった。	事業の周知の徹底、セミナーの定期開催、ハローワークとの連携を、さらに図っていく必要がある。	母子家庭の増加は今後も拡大していくことが予想され、母子自立支援プログラム策定員と自立支援教育訓練給付金事業等との連携を取りながら母子世帯への支援を継続して進めていく。	こども本部	こども福祉課
	母子家庭等に対して、自立支援教育訓練給付金、常用雇用転換奨励金などの給付事業を実施し、就業機会の増大を図ります。	母子家庭等の就労相談件数116件、自立支援教育訓練給付事業19件、母子家庭高等技能訓練促進費支給事業2件を実施し、就業機会の増大を図った。	事業の周知の徹底、プログラム策定員等就労相談員との連携、ハローワークとの連携を、さらに図っていく必要がある。	児童扶養手当法改正による手当の一部支給停止に伴い、プログラム策定事業及び自立支援教育訓練給付事業は需要が今後も拡大していくことが、予想され、自立支援センターや就労相談員等との連携支援を推進する。	こども本部	こども福祉課

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業における支援員の研修の充実と父子家庭も含めた広報の充実を図ります。	ひとり親家庭等に対して、生活援助(家事・介護その他日常生活の便宜)98件、子育て支援(保育サービス及びこれに付帯する便宜)218件の派遣支援を実施した。また、支援に係る生活援助・子育て支援の支援員の充実を図るための研修を実施した。	潜在的ニーズの強い事業であると考えられ、支援の必要な母子家庭等に対し事業実施についてのさらなる広報・周知を行う必要があるため、区役所等の関係機関との連携を密に行うことは重要である。	関係機関と連携を深め、事業実施について市民へ十分な広報・周知を図るとともに、市民に安定した利用ができるよう支援員の確保等、事業の充実を図る。	こども本部	こども福祉課
	父子家庭への相談体制の充実を図ります。	父子家庭に対して、ひとり親家庭等日常生活支援事業派遣件数1件、電話相談10件を実施した。	母子福祉センターにおける父子家庭への支援事業が、十分に認知されていないため、対象者に対して、さらに周知を図る必要がある。	区役所等関係機関と連携を深め、事業実施について市民へ十分な広報・周知を図る。また、母子福祉センターにおいて実施していた弁護士相談を就業・自立支援センターにおける特別相談事業として、新たな枠組みに位置づけ、特別相談事業の父子家庭の活用促進を図る。	こども本部	こども福祉課
障害のある子どもへの総合的支援	障害児の総合的な支援を行う、障害児地域療育センターの新たな1か所整備を検討します。	宮前区平(向丘診療所跡地)を建設地として、民設民営による整備を行うこととした。運営法人については、公募により社会福祉法人新生会に決定した。	地域療育センターとしては、初めての民設民営による施設であり、運営方法などについて十分な検討が必要である。	平成20年度に施設の基本設計、実施設計、建設工事着工、平成21年度に建設工事、建物竣工、平成22年度に運営開始を予定している。	こども本部	こども福祉課
	障害児地域療育センターは、障害のある児童の在宅生活の充実に向けて、相談支援から、レスパイト等のサービスまで、利用しやすい体制の整備を検討し、家族支援機能の充実を進めます。	保健所等の関係機関との緊密な連携をとりながら、相談、診察、検査、評価、療育・訓練及び指導等の総合的療育サービスを展開した。	新規の相談児童件数が、特に市北部において増加している。また、障害状況において、「ボーダーライン」、「ノーマル及び未確定」のように診断名がはっきりしないが、発達上の問題からの相談が増加している。このため、相談体制の整備が課題である。	保健所、学校他の関係機関との連携により相談体制の充実を図る。また、4か所目の地域療育センターの整備を図る。	こども本部	こども福祉課 地域療育センター
	保健福祉センター、保育所、幼稚園、学齢期の子どもたちへの療育支援をネットワーク化し、系統的で継続的な援助を行う体制づくりを進めます。	保健福祉センター、保育所、幼稚園、医療機関、教育機関、児童相談所、発達相談支援センターとの日常的な連携を図り障害児及び家族の支援を実施した。	軽度の発達障害児の相談増加に伴う十分な相談体制及び保護者との関わり方を含む支援体制の確立が今後の課題である。	引き続き関係機関との連携に努める。	こども本部	こども福祉課 地域療育センター
	LD、ADHDや高機能自閉症等の対人面での障害のある軽度発達障害児への、就学前の集団生活の支援と、幼稚園・保育所への専門的な支援を推進します。	就学前の集団生活支援、保育所への専門的な支援を実施した。	軽度の発達障害児が増加しているため、十分な相談体制の確立が今後の課題である。	グループによる指導や学校、保育所への専門的指導等支援を効果的に実施していく。	こども本部	こども福祉課 地域療育センター
	LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある学齢児への総合的な支援体制の整備に努めます。	発達障害者支援体制整備検討委員会を設置し、保健・医療・福祉・教育・就労等幅広い関係機関と、親の会等の代表により支援体制の整備について検討を実施した。	平成20年1月に開設された発達相談支援センターを中核とした支援体制整備事業を展開する。	発達障害支援関係施策に関する調整連絡会議を立ち上げ、継続して検討を行う。	こども本部	こども福祉課
	個別対応の重要性が高い、自閉症や発達障害に対する総合的な支援を推進する「発達障害者支援センター」の整備を検討します。	発達障害者・者の支援を総合的に行うため、発達相談支援センターを平成20年1月に開設した。	発達相談支援センターを中核として、発達障害児・者や家族への専門的相談や、関係機関とのネットワークの強化及びコーディネイトを進めていく必要がある。	平成22年度開設予定の4か所目の地域療育センターに発達障害者支援センター機能を併設。	こども本部	こども福祉課
	「地域の子育て支援」のキーステーションとして、保健福祉センター、障害児地域療育センターの連携により、専門的なコーディネートの実現に努めます。	未実施	現在、保健福祉センターでは、障害者自立支援法に基づくサービスの支給決定を行っているが、地域療育センターとの連携については、乳幼児健診との連携を含め協力体制を進めつつある。また、保護者のニーズが高いことから、支援をとおして養育能力の向上と家族関係の改善を目指す必要がある。	障害者自立支援法の施行に伴い、児童相談所も含めた支援のための体制づくりと連携を図っていく。	こども本部	地域療育センター
	障害が疑われる子どもを対象とした地域の子育てグループなどへの支援を進めます。	グループ指導が効果的である場合については、小集団によるグループ指導により効果的に支援を実施した。	軽度の発達障害児の相談が増加しているため、一般の子育て支援とも連携した十分な相談体制の確立が今後の課題である。	基本的には、個別の指導が必要であるが、集団的係わりが必要な児童についてはグループによる指導を実施する。	こども本部	地域療育センター
	幼稚園、保育所における障害のある子どもの受入れを促進します。	障害のある子どもの受入れは最終的に「川崎市保育園在園児等の健康管理委員会」での審査を経て入所が決定する。最近では重度でも入所するケースが増えている。各園で障害のある子どもの支援とその子を含めたクラス集団全体の支援をする。巡回相談専門相談員の助言をもらい進めている。	最近ではADHDや集団になじめない等の「特別な支援を必要とする子ども」が多くなってきている。巡回相談専門相談員に助言をもらい園全体で取り組んでいる。	継続実施する。	こども本部	保育課
		平成16・17年度文部科学省の委嘱研究を受け、教育・保健・児童福祉の関係者の委員で構成する会議を開催しながら、幼稚園における特別支援教育についての研究を行った。引き続き「幼児特別支援教育連絡会」を設置し、川崎市における0歳から就学移行期までの一人ひとりのニーズに合った育ちを保障するために必要な支援の方法の具現化を図ることを目的に、2回の会議を実施した。一方、家庭と園が子どもの成長発達を共に支援するための個別の指導計画を作成した。	私立幼稚園においては、協会全体で特別支援教育への理解や研修、教育内容・支援体制の充実をすすめている。しかし、各園の障害児の受け入れはさまざまである。個別の指導計画については、幼稚園・保育園での使用を目的にしている。そのための普及方法が課題である。	障害児の受け入れの促進を図るために、障害への理解を深めるための研修の充実や障害児を受け入れている園への支援体制の構築に努める。また、他機関と連携しながら乳幼児期の特別支援教育の支援体制づくりをすすめる。個別の指導計画の普及と、就学を意識したとりくみを推進する。	教育委員会	幼児教育センター
	2～3歳、4～就学前の幼児を対象にした「親子グループ活動」を実施した。スーパーバイザーの指導を受けながら、ボランティアとともに年間5サイクル(1サイクル6回)を行い、延べ38組の親子が参加した。また、平成19年度より実施場所を南部地域と北部地域に拡大した。	実施に際しボランティアの協力が不可欠であるが、その協力要請が困難である。実施場所を南部・北部に地域拡大したが、その周知に苦慮した。	実施場所やボランティアの確保、募集の方法などを考慮した早期の立ち上げをすすめる。保健福祉センター等との連携を視野にいれた実施の検討をすすめる。			

(5) 経済的負担の軽減

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
幼稚園等の保育料負担の軽減	私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行います。	国の制度改正に伴い、小学校1・2年生や保育所及び認定こども園を利用する兄弟のいる園児についても第2子以降の補助額が適用されることになり、対応を行った。	本事業は国庫補助事業であるが、平成19年度以降、補助金に係る国の負担割合が縮小されているため、市の財政負担割合が増加している。	私立幼稚園に通園する園児の保護者負担を軽減していくために、補助制度を維持していくとともに、国の制度拡大等に対応していく。	こども本部	こども企画課
	幼稚園(幼稚園類似の幼児施設)に在籍する幼児の保護者に対する援護費を交付し、幼児教育の推進を図ります。	事業対象幼稚園36園の在園児保護者に対し、426件の保育料補助金を交付した。	対象園の要件見直し検討も視野に入れ実施していく必要がある。	継続実施する。	こども本部	こども企画課
教育費の援助	経済的理由により就学が困難な家庭に対して、経済的援助(就学援助制度)を行います。	小学校4,112人(6.04%)、中学校2,344人(9.03%)、計6,456人(6.87%)に対し、経済的援助(就学援助制度)を行った。	就学援助における認定者数、認定率ともに近年の経済的不況の影響によって年々増加してきている状況となっている。	法的、制度的にも保障されている事業であり、必要としている世帯に対し、必要な援助を行っていく。	教育委員会	学事課
	経済的な理由のため、修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。	高等学校奨学金募集定員の見直しを行った。平成18年度募集定員350人、平成19年度募集定員350人	近年の不況等の経済状況から応募者が増加し、競争率が高くなり応募者の状況は厳しくなっている。	今後も、限られた原資を考慮し、真に奨学金を必要とする者に対し、適確な支援を実施していく。	教育委員会	学事課



推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
医療費等の支援	小児医療費助成、重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、小児ぜん息患者医療費助成、小児特定疾患医療費助成等を実施することにより、子どもの健康と福祉の増進を図ります。	小児医療費助成、重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、小児ぜん息患者医療費助成については、保険医療費の一部助成を、小児特定疾患医療費助成については、保険医療費の自己負担相当の医療給付を着実に実施した。また、平成19年7月から、小児特定疾患医療費助成受給者を対象とした日常生活用具給付事業及び療育相談事業を開始した。	所得制限や助成対象範囲、また、神奈川県との制度見直しの方向性や他都市の動向等を踏まえ、見直しを検討していくことが課題となっている。 新たな制度としてスタートした日常生活用具給付事業及び療育相談事業については、周知など制度の安定化が課題である。	引き続き、事業を着実に実施する。	こども本部 健康福祉局	こども家庭課 障害福祉課
	経済的理由で入院することが困難な妊産婦を援助する入院助産制度を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	経済的理由で入院することが困難な妊産婦53名に入院助産制度を活用し、経済的負担の軽減を図った。	制度実施の施設の確保が必要である。	必要な市民が活用できるよう、制度の周知を図る。制度実施の施設の確保に努める。	こども本部	こども福祉課
児童手当制度等の充実	児童手当については、支給額の増額、支給対象年齢の拡大等、制度改正に伴う国庫負担区分の見直しを、また、児童扶養手当についても、父子家庭も含めた支給範囲の拡大、所得制限の緩和を国に要望します。	児童手当を含めたさまざまな次世代育成支援の着実な推進を図るため、「大都市民生主管局長会議」や「指定都市市長及び市議会議長の連名による要望」などにより、国に制度の充実を要望した。	制度の改正などを含め、今後の国の動向に注視が必要である。	児童扶養手当については、平成20年4月から制度改正があり、的確な対応をしていく。	こども本部	こども家庭課

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課	
区における子育て支援の拠点づくり	区役所を子育ての総合的な支援拠点として整備し、区を主体として、それぞれの地域特性を生かした子育て支援を展開します。	区内の関係機関・施設や子ども支援関係団体の代表者で構成する「川崎区子ども総合支援ネットワーク会議」を基盤に、「発達支援」「児童虐待防止」や「不登校児にかかわる問題」などの課題について、共催して講演会を開催した。また、「発達支援部会」を設置して課題解決に向けた協議の深化を図った。「通訳及び翻訳バンク」事業を実施し、日本語を母語としない親子への支援を行った。	「川崎区子ども総合支援ネットワーク会議」委員の交代に伴い、認識の再共有化と協働体制の再構築が課題である。	引き続き関係機関の連携を拡充発展するとともに、「川崎区子ども総合支援ネットワーク会議」の的確な運営により、関係団体との協働体制を進めていく。	川崎区役所	子ども支援室	
		区内の子ども支援団体、関係機関の代表者で構成する「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」を年3回開催し、各活動の情報交換や相互協力支援策の検討を行った。また、実務者による子どもに関する課題を検討するために3部会を開催、平成19年度は新たに「子ども情報ネット」部会を立ち上げた。	ネットワーク会議は情報交換の場であるとともに、課題解決に向けた具体的な行動に取り組む組織として連携を強化することが課題。	ネットワーク会議の充実を図る。	幸区役所	子ども支援室	
		平成18年4月に子ども相談窓口を開設し、子どもに関する窓口を1本にし、速やかな相談の対応を実施してきた。  (参考) 平成19年度 相談窓口受付件数 ・乳幼児相談 201件 ・母子手帳交付等 3,180件 ・小中学生相談 130件	就学児(者)に対する学校と地域との更なる連携強化が必要である。	子ども相談窓口の充実をはかり、関係部署との連携強化を図り、子ども支援の展開を進める。	中原区役所	子ども支援室	
		子どもを総合的に支援する施策を検討するために、子育ての重要な担い手である父親に対する「子育てに関する意識実態及びニーズ調査」及び「父親の子育てへの参加状況等に関するグループインタビュー調査」を実施し不足していたデータを補完するとともに、これまで川崎市や高津区で実施した子ども関連調査やデータ等の分析、既存事業の再整理等を行い、子どもたちが健やかに生まれ育つことを支援するための「高津区子ども総合支援基本方針」を20年3月に作成し、「区民みんなが子ども・子育て応援団」～ふれあい、支えあう地域社会をめざして～を区の目標とした。	区としての子ども総合支援基本方針が作成されたので、今後この方針に沿って意識的に事業展開をしていくことが、子育てがしやすいまちづくり、ひいては誰でもが住みやすいまちづくりにつながるものと考えられる。	基本方針に基づく実行計画を立て、着実に順調に事業展開ができるように調整していく。	高津区役所	子ども支援室	
		区内の子どもに係わる関係機関、団体等との意見交換や情報収集、行事等への参加により現状把握を行った。また、区役所を総合的な子ども支援の拠点とすることを旨とし、子どもに係わる関係機関、施設、団体等の代表者により構成する「子ども総合支援関係者懇談会」を開催し、地域における子ども支援体制の構築を図った。	区内の子育て支援の取り組みにも地域差がみられるが、関係機関・団体が各々の特性を生かしながら、支援を進めていくことが必要である。	平成19年4月に開設した「子ども相談窓口」を、地域の子どもの総合的な支援に向けて機能強化を図る。	宮前区役所	子ども支援室	
		事務局を含め32の団体及び機関の子育て関係者で構成する会議を4回開催した。連携会議を構成する者相互の情報交換を促進し、主催する諸事業・諸活動を相互に協力・支援し合い、区内の子どもに関する諸事業・諸活動について意見交換などを行った。	子どもに関する事業の協働体制のありかたや、多摩区の総合的な支援策を検討する必要がある。	平成20年度も連携会議を3回程度開催する。情報交換、意見交換に努めると共に、ニーズ調査を実施し方向性を検討していく。	多摩区役所	子ども支援室	
		平成18年4月から「子ども相談窓口」を開設し、円滑な運営のために関連機関との調整を行った。また、麻生区子ども関連ネットワーク会議を設置し、年2回実施した。地域の大学との連携や、子育て支援センターと地域が協働で行う多摩沿線の子育て支援についての協議・検討を行った。	多摩線沿線の開発が進み、子どもの人口流入・増加が考えられる。区内の子育て支援施策の充実を図るため、関係機関や団体の連携と調整を行なう必要がある。	麻生区子ども関連ネットワーク会議の活用と連携を図り、子ども・子育て支援の充実を図る。	麻生区役所	子ども支援室	
		区内における子育て関連施設等の連携体制の構築により、地域のだれもが安心して子育てができるよう支援を強化します。	区内の関係機関・施設と共同して各種事業を実施した。 ・「男性の育児参加促進事業」(保育園、地域子育て支援センターと共催)年6回 ・「幼・保・小連携」幼・保・小意見交換会 年2回、小学校教諭の保育園実地研修 20校37名参加 ・「児童虐待防止対策」南部児童相談所等との講演会開催、月例ケース検討会議 ・「民間保育園長連絡会」の設置	民間施設は区を単位とした集まりがないため、「区」を単位とした事業実施について、理解と協力を得ていく必要がある。特に幼児の在園が多い幼稚園との連携を図っていくことが課題である。	子どもの総合的な支援に向けて、引き続き関係機関・施設との連携を強化していく。	川崎区役所	子ども支援室
			平成19年7月末から8月末の期間に小学校教諭の公立保育園実習体験研修を実施し連携を図った。また、区内小学校と保育園による就学にむけての連絡会等を実施した。(平成20年2月から3月)子ども教育相談員、家庭相談員、子ども総合支援担当による子ども支援相談連絡会は随時、主任児童委員と保育園、小学校教諭の連絡会は年1回実施した。	関係機関との情報交換等、継続的な連携が必要である。	公立保育園をはじめ私立保育園等を含めた小学校との連携を図る。	幸区役所	子ども支援室
			中原区における子育て支援を推進し、保護者や支援に関わる機関や団体の情報交換及び相互協力等を行うため、乳幼児(未就学児)を対象とした「子育てネットワーク」と、就学児以上を対象とした「子ども支援ネットワーク」を運営した。子育てネットワーク会議4回開催、24団体(機関)が参加。情報誌「ネットワーク通信」の編集部会を12回開催し、4号から9号を発行した。子ども支援ネットワーク会議4回開催、23団体(機関)が参加し、活動として「子ども情報なかはら」を発行した。	昨年度に立ち上げた各ネットワーク会議の充実を行い、効果的な子ども支援の推進を図る。	参加機関・団体間の情報交流を図る中で、ネットワークの充実を図る。	中原区役所	子ども支援室
			安心して子育てができる地域づくりをめざして、区内の主任児童委員、保育園、幼稚園、自主サークル、地域教育会議等の代表者等で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を5回、幹事会3回、編集部会3回、編集部とホームページ部会の合同部会1回開催し、携帯サイトの立ち上げ等情報発信の充実や子ども・子育て支援についての検討を重ね、地域における子ども・子育てネットワークの充実を図った。	さらなる情報発信の充実をはじめ就学後の子ども支援への取り組みなど、より一層の子ども・子育て支援の充実が必要。	各関係機関・団体等との連携を強化し、地域におけるネットワークのより一層の推進を図る。	高津区役所	子ども支援室
			子どもに係わる関係機関、施設、団体等の実務者により構成する「宮前区子育て支援関係者連絡会」(隔月に開催)に参画し、地域における子育て支援に関する情報の共有化、課題の検討等を行った。また小学校区ごとに「子ども安全・安心協議会」を設置し、アンケート調査を実施して子どもに関する防犯の取り組み状況を把握し、地域による見守りパトロール等の実施・拡充を図った。	地域との協働による子ども見守りパトロール等の実施・拡充の方法、実施するための連携をどのように持つかが課題である。	会議の継続的開催(隔月に開催)及び地域で子どもを守るための区内での取組を継続して実施する。	宮前区役所	子ども支援室

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課	
区における子育て支援の拠点づくり	区内における子育て関連施設等の連携体制の構築により、地域のだれもが安心して子育てができるよう支援を強化します。	子どもが親と安心して遊べる場の確保 家庭で保育する親等の支援 子育てに関する情報提供の充実 ネットワークの構築、それぞれの課題に沿って関係機関・団体と連携して事業実施を行なった。相談(子育て、障害、不登校、虐待等)体制については「子ども相談窓口」の設置に向けて保健福祉サービス課、地域保健福祉課と調整した。	ネットワーク構築のために「子ども総合支援連携会議」を設置しているが、構成する機関・団体が多分野にわたり、各人の役割・機能の生かしたが課題。	関係機関等と連携して、改善にむけて対策を講じていく。	多摩区役所	こども支援室	
		区内の民生委員児童委員・子ども会等の団体、子育てサークルやボランティア・障害児のサークル等区民の代表、区社会福祉協議会・保育園・幼稚園・学校・区役所内関係各課等30名の委員による「麻生区子ども関連ネットワーク会議」を設置し連携と情報の共有化、課題に向けての検討を図った。	麻生区子ども関連ネットワーク会議で情報交換を行い、相互の状況理解を深め連携を強化する。	区内でより連携を深め、子育て関連施設の充実や有効活用の調整、関係機関が連携しての子育て支援策の構築が行なわれるようネットワーク会議の継続開催を行なう。	麻生区役所	こども支援室	
親子が気軽に集える場の提供	親子が気軽に集い、子育て情報の提供や相談の場としての地域子育て支援センター(旧子育て広場を含む)を拡充します。また、両親ともに利用できるよう、土曜・日曜に行事等を開催します。	平成19年7月に「どりーむ保育園」内(幸区)に、市内19か所となる地域子育て支援センター「かんがるー」を開設した。また、地域子育て支援センター担当者会議を毎月開催し、各センターの特徴を出しながら連携をとり、地域のニーズに応えた。センターの土曜・日曜の開催については、「ふるいちば」にて土曜開催を一部実施した。	土曜・日曜開催について、内容の検討を行う。	継続実施する。	こども本部	こども企画課 保育課	
		地域子育て支援センターふるいちばの第3土曜日開所を平成19年度も試行的に継続実施。時間:午前9時30分から午後4時まで(7月から午後4時に延長)対象:0歳児から就学前の児童と保護者。大人利用総数のうち父親利用者は年間平均33.7%と18年度と比較して1.7%の増となった。父親と子どものみの利用も増え、また父親が子どもと一緒に遊ぶ姿も多く見られるようになった。	11月に土曜日開所についてアンケートを実施したが、ボランティアへの感謝の気持ちと第3土曜日開所の継続を望む声が多かった。	継続して土曜日開所実施を目指す。	幸区役所	こども支援室	
		民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市民自主グループ等が地域の中で主体的に実施している子育てサロン等を促進、支援します。	地区民生委員・児童委員協議会が主体となり運営している子育てサロンは5か所(渡田、大師、田島、小田、中央地区)にある。まちづくりクラブ、母親クラブ他民間活動団体などによる支援活動がある。児童・家庭支援担当保健師が参加し、子育てについて専門的な立場から助言等を行ったり、運営上の側面的支援を行なっている。地域福祉計画に基づき「まちの縁側」が7か所開設され、子どもから高齢者まで世代間の交流も目的となっている。また、田島地区・大師地区ではサロンを運営している民生委員・児童委員の交流会・学習会を実施。	運営している民生委員・児童委員の主体性を活かしながら側面的支援を行なっていく。また、今後開設の増加が見込まれるので、効率的な関わりの検討が必要。	引き続き保健師の専門性を活かした支援を行なう。中央地区(大島地区)にもサロン開設の意向あり。	川崎区役所	保健福祉サービス課
		日吉地区の5か所の町会で「赤ちゃん相談」を実施した。赤ちゃん相談を実施するボランティア対象に「ボランティア研修会」を実施し、子育てに悩む母親の理解を深めるよう支援した。日吉地区赤ちゃん相談や、地域の子育て支援者のPRの場として赤ちゃんはいはいあんよのつどいを行った。また、新しい子育てサロンの立ち上げを支援した。	サポートしているボランティアの世代交代を視野に入れながら、支援していく必要がある。	世代間の交流も図りながら継続して実施していく。また、新しく立ち上げた子育てサロンが地域に定着できるよう支援していく。赤ちゃん相談ボランティアとすすく子育てボランティアとの交流研修会を行いボランティア同士の横のつながりを強化していく。	幸区役所	保健福祉サービス課	
		地域ごとの地区子育て支援推進委員会で開催する子育てサロンは、14会場で開催され、平成19年度は147回、参加親子延数は11,720人、従事したスタッフは、役員ボランティア延総数は、2,440人であった。事務局として、子育てサロンの運営に協力する職員は派遣について、保健福祉センター及び保育園との調整をはかった。また、こども文化センター等を会場とする子育てグループが、自主的なサロンや、グループ活動を行っており、保健福祉センターの職員や、保育園職員が支援・協力を行った。	更に子育てサロン等の支援の充実を図ると共に、自主的なサロンへの支援強化を行う。また、子育てサロン参加者が主体的な力を発揮できるよう支援が必要。	中原子育て支援推進実行委員会の中で、サロン活動の更なる充実を図れるよう支援する。	中原区役所	こども支援室	
		高津区民生委員児童委員協議会が開催している子育てサロン「きらり」に、地域子育て支援センター及び保育園職員等を派遣し、支援している。開設11回、述べ参加者数498組であった。	子育てサロン等の参加者の意欲・意識の向上を図り主体的な参加を促進する必要がある。	各団体が地域で実践している子育てサロン等との連携を強め、子育て支援の充実を図る。	高津区役所	こども支援室	
		地域の子育て中の親子が集う「場」として、こども文化センター等を会場とし、地区民生委員・児童委員、主任児童委員が中心となり月1回開催している「子育てサロン」に保健福祉サービス課保健師、保育園の保育士を派遣し、子育て講座・遊びの紹介等の支援を行っている。	「サロン」の継続的な開催及び参加者と支援者の交流をどのように進めるかが課題となっている。	地域の子育てサロンの充実、地域における世代間の交流の場の拡充を図る。	宮前区役所	こども支援室	
		区内の子育て広場・子育てサロン等の利用について各関係所管等が連携し、情報の広報等を行ない、利用者の増加を図った。また、親子の集いの場「ママとあそぼう パパもね!」は、3地区4か所で年間25回行い、合計約1,554名の親子が参加し、マット、玩具の貸出しも実施した。	区全域での支援が十分にできているか(マット等の配備、支援者の体制等)検証が必要である。	今後も公立保育園園長会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等と連携して3地区で毎月1回ずつ親と子の集いを開催する。さらに地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等が主体的に実施しているサロン等へも協力・支援をする。また、保健福祉サービス課のママ'Sサロンとも相互に連携し、区内の子育てグループによりよい支援・連携ができるようにする。	多摩区役所	こども支援室	
		民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市民自主グループ等が地域の中で主体的に実施している子育てサロン等を促進、支援します。	麻生区内には民生委員・児童委員が実施している子育てサロンが5か所ある。平成17年度から19年度まで、60の子育て関連サークルについてアンケートを依頼し回答を得た。その調査を元に子育てサークル代表者の交流会を区社会福祉協議会子育て支援部会と実施し、意見交換を行った。子育てサロンを含むサークルが活動しやすい環境をつくるため、区内こども文化センターとの意見交換を行った。	子育てサロンが安定的に運営され、保育等の定期的な学習等を支援する。継続的に意見交換をしていく必要がある。	平成20年度以降も、子育てサークル支援や、子育てサロンの研修、子育て支援センターとの協力での遊びや子育ての学習等継続予定。	麻生区役所	こども支援室
		こども文化センターにおいて、乳幼児がより利用しやすくなるよう施設の整備を図ります。また、子育て相談などができるよう職員の専門性の向上を図ります。	乳幼児が安心して利用できるように、老朽化した床の改修(クッションフロア化)を行った。また、117か所に冷暖房の設置をした。子育て相談などの充実を図るため、各区保健福祉センター及びこども総合支援担当等と連携し、乳幼児の保護者の交流や相談活動などを実施した。	各区の保健福祉センターやこども支援室と連携を強化し、支援の充実を図る。	こども文化センター施設整備計画に基づき、順次床の改修を実施する。児童館型地域子育て支援センターを設置する。放課後子どもプランを推進する。	こども本部	青少年育成課
育児サポートの充実	市民同士が互いに子育て支援する「ふれあい子育てサポート事業」について、子育てヘルパー会員を増やし、より多くの援助活動ができるよう充実を図ります。	ふれあい子育てサポート事業について、年3回の子育てヘルパー養成講座を開催し、新たに子育てヘルパー会員142名を登録した。	利用会員のニーズが高いのに対し、ヘルパー会員登録数及び活動件数が伸び悩んでいる。	ヘルパー養成講座の開催や制度の広報などにより、会員数、活動件数の増加を図る。	こども本部	こども企画課	
	産後間もない核家族等に、身の回りの世話や育児の援助を行う産褥期ヘルパー派遣事業を実施します。	母親が出産前後で体調不良のため、育児や家事が困難な家庭に対し、ヘルパーを派遣し、援助を実施した。平成19年度の利用実績は、利用実人員276人、利用延べ回数2,148回となっている。	サービス提供する事業者の数が、区によってばらつきがあり、今後は、偏在のないように事業者の育成を進めていく必要がある。	事業者の育成を進めながら継続実施していく。	こども本部	こども企画課	

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課	
民生委員・児童委員、主任児童委員活動への支援	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における子育て家庭への相談・援助活動を支援するため、研修等を充実します。	主任児童委員研修会1回、新任民生委員児童委員研修会2回、児童委員研修会、中堅民生委員児童委員研修会、新任主任児童委員研修会、全国主任児童委員研修会へ参加し、「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」が社会全体に求められている中で、児童・妊産婦に関する福祉を積極的に推進する民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援するため研修を行った。	よりきめ細やかな相談援助活動が行えるよう、目的課題に即した研修内容の充実が必要である。	民生委員児童委員協議会の主任児童委員部会において効果的な研修に取り組んでいく。	こども本部 健康福祉局	こども福祉課 地域福祉課	
保健福祉センター、保育所、幼稚園等における地域子育て	保健福祉センターの専門性を活用し、地域が主催する子育て講座等へ講師を派遣するなど支援を充実します。	地域子育て支援センターに定例の講座を開設し、育児相談やこどもの育ちに必要な支援や時々話題を保護者に提供している。支援を必要とする子や親（保護者）に支援を継続しフォローアップしている。	機関連携の強化。個人情報保護の観点から、こども支援関係の各機関、施設及び民生委員児童委員などとのこどもに関する情報の受け渡しに充分注意する必要がある。	平成20年度は民営子育て支援センターへの講師派遣も予定している。区内3か所に拡大予定。	川崎区役所	保健福祉サービス課	
		「すくすく講座と育児相談」を地域子育て支援センターふるいちばにおいて10回実施した。日赤奉仕団主催事業に、保健師が参加し親子遊びと育児相談を5回実施した。	要請に応じるため保健福祉センターからの派遣職員等の調整が必要である。	地域子育て支援センターふるいちばは継続実施する。日赤奉仕団については要請があれば派遣する。	幸区役所	保健福祉サービス課	
		地域で開催されている子育てサロン・子育て支援センターすみよし・子育てグループの自主活動に、保健福祉センターの医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士等を、また保育所の保育士や栄養士の派遣を行い、要請に応じた地域支援の調整を実施した。	要請に応じるため保健福祉センターからの派遣職員等の調整が必要である。	地域の要請には今後も出来るだけ応えるよう援助を行う。	中原区役所	こども支援室 保健福祉サービス課 地域保健福祉課	
		地域子育てサロン、子育てグループ、地域子育て支援センター等に保健福祉センターの保健師・栄養士・歯科衛生士等を派遣し、子育てに関するアドバイス等を行った。	支援内容の検討と講師の調整が必要である。	関係機関や自主グループとの連携をさらに深め、対象者に適した内容で実施できるよう努めていく。	高津区役所	保健福祉サービス課	
		地域の主任児童委員等が開催する「子育てサロン」や自主子育てグループ等が主催する「赤ちゃん広場」(月1回、区内8か所にて開催)等に保健師や保育士、栄養士を派遣し、育児に関するアドバイスや遊びの紹介等を実施し、支援を行っている。	支援内容及び実施方法の検討が必要である。	対象とする支援グループの拡充と、新たな場の開拓や運営の担い手の育成も目指し、継続的に実施する。	宮前区役所	こども支援室 保健福祉サービス課	
		保健福祉センターと主任児童委員とが行っている5地区7か所の子育てサロンに対し、保健師等を派遣した。また、他のサロンや広場等からの要請に対しても保健師や保育士等を派遣した。	派遣について、すべての要請に応えることは困難なため、保育園、地域子育て支援センター等とも連携が必要である。	関係機関、市民グループとの連携をさらに深め、専門性を生かして、さらに支援を充実させていく。	多摩区役所	保健福祉サービス課	
		保育園や地域子育て支援センター、子育てサークルの要望に応じて、保健師や助産師の定期的な派遣を行なっている。また、地域子育て支援センターと保育園の職員で、子育てや遊び等の講座を実施した。	派遣の要請に順次こたえるため、区内の全体状況を把握し内容と講師の調整をする必要がある。	関連機関で調整を行いながら、支援を継続の予定。	麻生区役所	こども支援室	
		幼稚園の在園児を正規の教育時間終了後も引き続き預かる「預かり保育」を推進します。	私立幼稚園の預かり保育事業について、補助金を交付した。平成19年度末において、市内の私立幼稚園85園中60園にて預かり保育を実施した。また、平成20年度における補助体系の見直しを行った。	私立幼稚園の預かり保育事業について、実施状況の把握を行うとともに、幼稚園協会等と調整を図っていく。	こども本部	こども企画課	
		保育所や幼稚園において園庭開放や地域の子どもの交流、子育て相談、保育参加などを行い地域における子育て家庭を支援します。	保育所においては園庭で、親子が自由に遊んだり、保護者が子どもが遊んでいる様子を見守りながら他の保護者と情報交換をしたり、保護者が保育者に気軽に子育ての相談を出来るなど、子育てに安心感を得られるような時間をつくり、再び子どもと向き合えるように支援を実施した。また、移動動物園や人形劇等のイベントを実施し、多くの親子が参加した。園により身体測定や絵本の貸し出し等実施している保育園もある。	雨天時の保育園内利用の問い合わせがあるが、日常においては保育園児がいるため空スペースがない。(地域子育て支援センターを紹介している。)	引き続き各園でできる支援をしていく。	こども本部	保育課
		教職員研修を通して、特別支援教育や保護者等人とのかかわり方、相談に重点をおき、その重要性和支援の仕方についての理解を深めた。幼稚園では、地域のニーズに合わせて園庭開放や預かり保育、子育て相談などに取り組んでいるところも多い。	子育て家庭のおかれている状況は、家庭・地域環境により様々である。各幼稚園が地域の実情に即した、子育て支援が展開されるよう研修内容・方法の充実が必要である。	幼稚園等で子育て支援事業推進の資料とするために、市内4,000件の家庭を対象に「川崎市乳幼児の生活実態調査」を実施する。また、園訪問や研修等で子育て家庭がおかれている状況や市内外の幼稚園が実施している子育て支援の実情を伝える等新たな支援策の方向性を探る。	教育委員会	幼児教育センター	
児童福祉施設等の養育機能や地域の子育て資源を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に養育するショートステイ事業を拡充します。また、保護者が残業等により不在となり、家庭での養育が困難になった子どもを保護者が帰宅するまでの間預かるトワイライトステイ事業を実施します。	ショートステイ事業を、しゃんぐりらベビーホームで実施した。	ショートステイ事業の広報を強化する必要がある。	トワイライトステイ事業(定員2名)の実施に向け検討及び準備作業を進める。	こども本部	こども福祉課		

(2) 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課	
相談体制の充実	市民の子育てについての相談に的確に対応するため、相談窓口の役割を明確化するとともに、市民にわかりやすく広報し、相談体制の充実を図ります。	各区において「こども相談窓口」を設置した。	子どもに関する市民からの相談に的確に対応し、支援するための体制整備を引き続き進めていく必要がある。	引き続き相談体制の充実を図る。	こども本部 区役所	こども福祉課 こども支援室	
		乳幼児をもつ家庭の身近な相談窓口として、保育所、幼稚園の専門性や地域性を活用し、相談事業を進めます。	公立保育所全園において相談事業を実施した。	相談事業の園によるばらつきをなくすため、保育相談実施のPRを工夫する。また相談内容の多い食事面や生活習慣面について「ワンポイントアドバイス」等のチラシを配布し参考にしてもらう。気軽に相談できる雰囲気作りに配慮する。	継続実施する。	こども本部	保育課
		公立幼稚園では、入園希望者や在園児の保護者の抱える不安や心配に対し、保護者の気持ちの理解を図りながらアドバイスや必要な機関の紹介を行っている。また私立幼稚園協会においても相談事業を行っており、幼児教育センターもその一端を担っている。幼児教育センターの教職員研修において、幼児や保護者理解を重要視した人とかかわり方に関する研修を取り入れた。	保護者の置かれている状況により、抱える問題や課題が異なることから適切な対応を行うためには、相談技術の向上や市内にある社会資源の知識が必要とされる。このことから、保護者の相談に対応できる資質や技術向上のための教職員研修が重要と考える。	現在の幼稚園の相談事業は、在園児が主であるが、未就園児の保護者への支援を行う園も増えている。教職員の相談の技術向上をめざす研修を実施し、幼稚園における相談の充実に努める。	教育委員会	幼児教育センター	
		子育てに関するさまざまな相談に応じられるよう、相談員の専門性の向上を図るため、研修を充実します。	家庭相談員に対し、家庭児童相談研修・連絡会4回、神奈川県都市家庭相談員連絡協議会研修・連絡会4回、県家庭児童相談研修・連絡会1回、全国家庭児童相談研修・連絡会1回を実施した。また、子ども教育相談に対しては、子ども教育相談研修・連絡会を5回実施した。	研修の内容を検討・充実させるとともに、児童相談所や関係機関との連携の強化を図る必要がある。	研修の内容を検討する。児童相談所や関係機関との連携の強化を図る。	こども本部	こども福祉課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
相談体制の充実	相談内容により、より適切な窓口の紹介ができるよう、相談機関連絡会等の設置による連携・相互支援の強化を図ります。	家庭相談員と児童相談所との連絡会を開催し、連携を図った。	区と児童相談所との連携をさらに図っていく必要がある。	区と児童相談所との連携を引き続き図る。	こども本部	こども福祉課
	児童相談所における相談支援の強化、夜間・休日の電話相談や里親からの緊急連絡体制を確立するなど機能強化を図ります。	事業を継続実施した。こども家庭センター内で実施している電話相談事業の見直しを行い、平成20年度からフリーダイヤルへの変更と、児童・青少年電話相談と共に対応する相談員を配置するなど、事業の充実と効率的な運用を図った。	児童相談所とこども家庭センターの機能をさらに強化する必要がある。	児童相談所とこども家庭センターの機能強化を引き続き図っていく。	こども本部	児童相談所
子育て情報の提供の充実	子育てガイドブック(全市版、区版及び外国語版)を作成し、子育て家庭への情報提供を充実します。	全市版「かわさき子育てガイドブック」を25,000部作成し、子どもを出産する世帯を中心に、母子健康手帳と併せて配布した。	区においても「区版子育てガイドブック」を作成しており、各区の子育て情報等を、より詳細に掲載しているが、全市版に掲載する共通項目と、各区版に掲載する独自性を、どのように切り分けるかが課題である。	継続実施する。	こども本部	こども企画課
		外国人が一番多い区として、平成19年度子育てガイドの外国語版(簡略版)を作成した。 英語 2,000部中国語・ハングル語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語 各 1,000部		改訂版の増刷を予定している。	川崎区役所	保健福祉サービス課 こども支援室
		ネットワーク会議の部会4として、0歳から18歳未満のこどもの情報を提供するために「こども情報ネット」を立ち上げた。メンバーは他の3つの部会から委員を2名、推薦委員1名、事務局等の11名で構成し年10回の編集会議を開催した。平成19年10月、12月、3月の年3回、各10,000部、子育て関連施設、小中高校等へ配布した。	地域からの情報収集ができる体制が必要。地域のニーズを盛り込んだ内容の提供。	平成20年度も継続して年3回発行する。	幸区役所	こども支援室
		子育てネットワーク会議の中で、改訂に向けての情報収集を行った。	子育てガイドブックの改訂版を定期的(2年ごと)に発行すること及び外国籍住民に対する情報提供の充実を図る必要がある。	改訂版については、子育てネット会議の中で改訂作業を行っていく。	中原区役所	こども支援室 地域保健福祉課 保健福祉サービス課
		高津区子ども・子育てネットワーク会議ホームページ部会及び編集部会の検討をふまえ、高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」の内容更新をし、6,000部増刷し、母子健康手帳交付時や新たに高津区へ転入した子育て家庭等に配布を行った。	情報内容の改訂及びタイムリーな更新管理。	制度改正などに伴い、高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」のタイムリーな更新管理と就学後の子育て情報の追加など充実を図っていく。	高津区役所	保健福祉サービス課 こども支援室
		子育て中の母親が中心となり、平成18年3月に作成した子育てガイドブック「とことこ」改訂版を、子育て中の転入世帯などの区民に配布した。	3年に1回の改訂のため、内容変更の対応が課題。	他の子育て情報と併せて情報提供。平成21年度の改訂版発行に向け、情報収集等の作業開始予定。	宮前区役所	こども支援室 保健福祉サービス課
		平成19年11月「多摩区子育てBOOK」を改訂し4,000部作成し、母子健康手帳と一緒に配布した。また、乳幼児を持っている多摩区への転居者にも配布している。また、保健福祉センターの事業として、1～2歳児の子育てをしている地域の母親たちと協働で、育児情報交流新聞「ママズサロンたいむず」を隔月発行した。	組織変更、制度改正により内容更新のため子育てBOOKの改訂が必要。	「多摩区子育てBOOK」の早期改訂。「ママズサロンたいむず」は一定の目標を達したこと、作業に関わる人材確保が困難なこと、情報発信が充実した等の理由で平成19年度で終了とする。	多摩区役所	保健福祉サービス課
		「子育てガイドinあさお」を12,000部発行・配布した。	継続的な発行。	今後も改訂版を発行していく方向である。	麻生区役所	保健福祉サービス課
	子育てに関する情報のホームページへの掲載や子育て支援施設などにおける情報提供の充実を図ります。	市民向けのリーフレット「子育てを応援します」を8,000部作成し、市内地域子育て支援センター、私立幼稚園、公私立保育園、市民館等の施設に配布し幼児教育センターで行っている「相談」「講座」等の紹介を行った。また、市内の公私立幼稚園・保育園のファイル用の情報収集や、保護者向けの書籍購入に努め、閲覧・貸し出しの宣伝を行った。	最新情報の入手のために、他機関との連携の必要がある。	他機関とのネットワークづくりや、子育て家庭の実態把握などをすすめ、幼児教育センター事業に反映させ、充実にも努める。	教育委員会	幼児教育センター
		地域の実情を踏まえた、こども支援情報の的確な提供や啓発のために、川崎区のホームページに「かわさき区こども支援総合ページ」を開設。子育て支援ガイドブック「さんぼみち」外国語概要版(6か国語)を発行。「こども情報コーナー」の設置。年長児の入学準備チラシ「もうすぐ1年生」を拡充配布。新入学児・生の安全確保啓発チラシ「新1年生の安全のために」を配布。などを行った。	新規転入子育て世帯への情報提供方法が課題である。	引き続き、地域の実情に即した情報提供を行う。「こども情報コーナー」の拡充整備を行う。「かわさき区こども支援総合ページ」のイベント情報について、隔月更新から毎月更新に改善する。	川崎区役所	保健福祉サービス課 こども支援室
		区内の子育て関連機関の協力を得て、区内の遊び場情報を児童・家庭支援担当で集約、作成し、子育て関係機関へ配布。単なる遊び場情報の提供だけでなく、育児不安の強い母親への支援の観点から情報提供を行った。保健指導にて活用している。	子育て中の親から、毎月の発行を待ち望んでいる声が多く、25日の発行は、期日厳守につとめている。また、子どもの生活リズムを考え、午前中の活動、外あそび、参加無料等の掲載に努めている。	子育てに関するホームページの充実。	幸区役所	保健福祉サービス課 こども支援室
		幸区ホームページでは子育て・保育などの情報を掲載しているが、区役所情報と関係局の情報をわかりやすく提供、簡易に検索できるようにするために、「こども子育て情報」のホームページを年度末に開設した。	現在のこどもの情報の更新作業だけでなく、こども支援室からの情報発信が必要。			
		既存の「おこさまぶさいわい」を区役所区民課での出生届時に配布するほか、市民館や区役所の窓口にて配布した。	平成18年度の作成委員会の反省の中で、「もっと時間をかけて検討し、作っていきいたい」との要望があったため平成20年6月にプレ編集会議を開催し平成21年度に編集委員会が結成できるよう、こども支援室とも連携し、準備を行う。	子育てネット会議、こども支援ネットを通じて、関係団体の情報の共有化を図っていく。	中原区役所	こども支援室
	子育てネットワーク会議の作業部会を作り、区内の最新の子育てに関する情報を掲載した子ネット通信を年6回発行し、子育て家庭へ情報提供を行った。また、子ども・子育てに関する情報のホームページの定期的な情報の更新を行った。	就学後の継続的な情報提供の充実と学校関係の情報提供が区のホームページからリンクできるとよい。				
	主に未就学期の子育てに関するイベント開催等のカレンダーや、子育てに役立つタイムリーなノウハウアドバイスなど子育て情報を掲載した「子育てかわらばん」を4月から9月まで毎月発行し区内100か所近くの関係機関や公共機関に配架し情報提供の充実にも努めた。10月からは、協働提案事業による子育て情報誌「あったかつうしん」と統合し、毎月2,500部を100余か所に配架、区民との協働による、より区民の視点での情報発信が可能となった。また、ホームページ「ホッとこそだてたかつ」の更新管理を行った。	情報のタイムリーな更新管理及び就学後の情報収集、情報提供の充実が必要。	情報内容を充実するとともに、定期的かつタイムリーな更新管理を行っていく。	高津区役所	こども支援室 保健福祉サービス課 企画課	
	子育てガイドブック「とことこ」に掲載しきれない情報を、他の子育て情報と併せてこども・子育てに関する情報ホームページとして情報提供を行った。	情報量が多く、どこまで掲載するか、内容の選択が難しい。	地域ポータルサイトで情報提供し、活用できるようにする。	宮前区役所	こども支援室	

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課	
子育て情報の提供の充実	子育てに関する情報のホームページへの掲載や子育て支援施設などにおける情報提供の充実を図ります。	ホームページ「子育てWeb」「Webカレンダー」「子育て情報」「こどもページ」のメンテナンス・バージョンアップを図り、タイムリーに区民に必要な子育て支援情報を発信した。	市民が利用しやすいホームページ、新たな情報のメンテナンスを実施する必要がある。	「多摩区子育てWebカレンダー」を隔月更新する。「子育て情報」コーナーにも、子育て支援機関・団体と連携し、政策を協働で進めていく。	多摩区役所	こども支援室 保健福祉サービス課 企画課	
		麻生区のホームページ内に毎月の子育て施設の情報を掲載した「子育てカレンダー」を作成・更新（1回/月）を行なっている。区役所のロビーに子どもに関する情報を一元化して区民へ提供する「こども情報コーナー」を設置し、毎月の更新と新規情報の提供を行った。さらに、市政だより等の広報誌での発信も行った。また「こども関連ネットワーク会議」作業部会で小学生にアンケートから「みんなのちず」12,000部作成し、小学校に配布した。	子どもの情報を関係機関・団体・区民の方から定期的・継続的に提供をうけられるシステムづくり。	ホームページへの子どもに関する情報の掲載の充実を図る。こども情報コーナーでは、子育て情報を区民に一元化して提供する。また、資料化して活用できるようにする。「みんなのちず」の活用をしていく。	麻生区役所	こども支援室 保健福祉サービス課	
子育てネットワークづくりの推進	子育て関係機関、団体、住民等が連携し、地域における子育てネットワークづくりや世代間交流を推進します。	「川崎区こども総合支援ネットワーク会議」の開催 全体会議3回、「発達支援部会」2回開催。関係団体との共催による各種講座の開催で、子どもを取り巻く課題に対する認識を広めた。「川崎区子育て支援関係機関連絡会議」6回開催。「川崎区子育てフェスタ」開催。	民間の子育て支援機関や子育て支援団体との連携・協働体制の整備や、地域の子育て支援者の育成強化。	引き続き官民によるネットワーク会議、関係機関・施設の長による連絡会議、担当者による連絡会議など各連絡会議で連携を図り、地域全体でのこども支援を推進する。	川崎区役所	こども支援室 保健福祉サービス課	
		幸区こども総合支援ネットワーク会議の部会として「みんなで子育てフェアさいわい」を平成20年2月16日土曜日に開催した。昨年を300人上回る775人の参加があった。部会委員は区役所・市民館・社会福祉協議会のほか、地域教育会議・公立保育園・地域子育て支援センター・民生委員児童委員協議会・赤十字奉仕団・更生保護女性会・ヘルスパートナー・ヘルスメイト、こども文化センター、区PTA等が協力した。アンケートを実施したが、「地域との温かいかかわりにふれてよかった。」という感想が多く書かれ、このフェアの目的が達成された。	参加者増加への対応他。	子育て支援関係団体と協働で行う「みんなで子育てフェアさいわい」を次年度も継続。	幸区役所	こども支援室	
		未就学児の保護者を対象にした「子育てネットワーク」と就学児以上の児童等を対象にした「こども支援ネットワーク」を運営し、それぞれの子育て支援の推進を図った。また、それぞれの交流の場として、「なかはら子ども未来フェスタ」を開催した。子育てサロンでは、中学生のボランティア受入れを行い、世代間の交流を図った。	なかはら子ども未来フェスタの効果的なあり方の検討を進める。	なかはら子ども未来フェスタの運営を地域主体での実施の方向性を検討。	中原区役所	こども支援室 地域保健福祉課 保健福祉サービス課	
		区内の主任児童委員、保育園、幼稚園、自主サークル、地域教育会議等の代表者で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を開催して、各機関等が有する情報の共有化、抱える課題に向けた検討を行なった。世代間交流についても、保育園児と地域の高齢者・小学校児童のふれあい活動が行われた。	地域におけるネットワークのより一層の推進と地域の自主的・自発的な活動の継続への支援が必要である。	各団体等との連携を強化する中で、参加と協働のより一層の推進を図る。	高津区役所	こども支援室	
		地域の老人クラブ、主任児童委員、公立保育園、社会福祉協議会が連携し、平老人いこいの家にて、世代間交流「ひだまりニコニコ」を3回開催した。また、小学校区ごとの子ども安全・安心協議会を設置し（平成19年9月現在17小学校区のうち14小学校区で設置）、小学校の下校時など地域における子どもの防犯、安全のため、学校、PTA、町内会・自治会、防犯部、青少年指導員、老人クラブ、わんわんパトロール等による連携・協働した取組を進めた。	地域により対象となる子育て中の親子の参加が少ない。地域により、使用可能な会場の確保が難しい。また、地域の特色を活かした無理のない自主的活動を継続的に支援していく必要がある。	「ひだまりニコニコ」は会場を向丘出張所に変更し、参加者が来やすいように考慮。また、小学校区ごとの子ども安全・安心協議会は、代表委員を中心に連絡会議を開催し、取組情報や経験を意見交換・交流し、区内通信やHPで共有を図りながら地域での取組を推進する。	宮前区役所	こども支援室	
		子育て支援会議の委員として参画。子ども支援関係機関、子育て支援団体、公立保育園、地域子育て支援センター等の実施機関が2か月に1度集まり、情報交換を行っている。また「たまたま子育てまつり」を開催し中学生のボランティアや町内会、商店街連合会との協働による世代交流を図った。	区内の子育て情報の収集・交換・発信の機会として活用。また「たまたま子育てまつり」をこども支援室事業の広報にも活用する。	縦割りで実施されているこども支援事業を実践者の視線から横断的に、効果的につなげていく。	多摩区役所	こども支援室	
		区内の子どもに関係する団体（民生委員児童委員・子ども会等）、区民の代表（子育てサークルやボランティア等）、区社会福祉協議会・各施設・区役所等の代表者による「麻生区子ども関連ネットワーク会議」を年2回開催し、情報の共有化、課題に向けた検討を行った。また、大学・行政・地域の連携を図り、交流と次世代の学生の育成を支援した。	情報の提供と共有をし、ネットワークの課題を調整していくことが必要である。各機関の連携を図り世代間交流と支援が求められている。	麻生区子ども関連ネットワーク会議は定期的開催の予定。大学・行政・地域連携の内容充実と世代間交流の推進を図る。	麻生区役所	こども支援室	
		社会福祉協議会が実施する地域の子育て支援事業を促進します。	社会福祉協議会、南部地域療育センターとの共催でボランティア養成講座を開催。実施にあたり、タイアップをはかるための協議を社会福祉協議会と保健福祉センターを中心に進めた。	参加希望者が少ない。	平成20年度も社会福祉協議会と協働しての実施を計画している。	川崎区役所	保健福祉サービス課
			幸区社会福祉協議会主催の第4回ブラザまつりは幸区の他、幸区民生委員・児童委員協議会と幸こども文化センターとの共催により、11月に開催し好評のうちに終了した。	関係機関との連携。	区内の子育て支援事業に関して、連携の推進を図る。	幸区役所	こども支援室
			社会福祉協議会が主催した「子育て交流会」に保健福祉センターとこども文化センターが共催する中で、開催に向けての支援する側の相互理解を深め支援体制の強化を図った。	子育てネットワーク会議に集まった関係機関と更なる援助協力を広め、実施の計画をたてていくことが必要。	今後も「子育てネットワーク」を中心に、相互協力を図り、支援の強化を進める。	中原区役所	保健福祉サービス課
			社会福祉協議会主催の「児童委員活動強化推進委員会」に出席し（5回開催）、区内の子育て支援について協議し実施に協力した。	特に民生委員・児童委員との連携・協働の推進を継続していく。	区内の子育て事業に関して社会福祉協議会との連携をさらに推進していく。	高津区役所	こども支援室
			民生委員、主任児童委員、社会福祉協議会の共催による「地域交流会」を開催した。ここに保健福祉サービス課の保健師、保育園長とともに参加し、子育て支援関係者等との情報交換を行い、支援に協力した。	区こども総合支援担当が開催する会議等と内容等の重複をしないよう調整が必要である。	今回のつながりを生かして、身近な小地区単位での開催により、交流を継続的に実施し、内容の充実を図る。	宮前区役所	こども支援室 保健福祉サービス課
			社会福祉協議会が行っている子育て支援事業に対して、情報交換を行ったり、協力関係を持ったりして支援した。	子育て支援について、連携をさらに深める必要がある。	今後も情報交換を行いながら、協力関係を継続していく。	多摩区役所	保健福祉サービス課 こども支援室
			区社会福祉協議会・柿生地区・麻生東地区社会福祉協議会でそれぞれ子育て支援事業を実施している。こども総合支援担当は、麻生区社会福祉協議会子育て支援部会の会議に出席し、事業の検討、実施協力をしている。麻生区内の子育て関連グループの状況調査を協同で実施し、まとめ、その調査を元に、子育てサークル代表者会議を実施した。	自主サークルの代表者が毎年変更になるサークルが多く、調査の継続と代表者会議の要望の把握が必要である。	会議に継続参加し、平成20年度の計画・事業を協力実施する。	麻生区役所	こども支援室
	地域において、子育て中の人にあいさつなどの声掛けをし、子育てを温かく見守る地域活動を促進します。	「地域緊急情報連絡網」を拡充し、より多くの施設へ情報を配信した。関係者の協力で「地域見守り看板」の掲出拡充を図った。	地域「見守り看板」の掲出等により不審者情報の発生件数が平成18年度の47件から平成19年度28件へと減少し、犯罪抑止の効果はあったが、犯罪発生者の抜本的解決策は困難である。	「地域緊急情報連絡網」の更なる拡充を図り、パトロール活動等の実施により非行や犯罪発生を抑止を図る。	川崎区役所	こども支援室 地域振興課	

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
子育てネットワークづくりの推進	地域において、子育て中の人にあいさつなどの声掛けをし、子育てを温かく見守る地域活動を促進します。	子育て中の親子と地域のふれあいの場をつくるために年1回「みんなで子育てフェアさいわい」を実施した。	子育てグループ等との連携が必要である。	地域と子育て中の親子とふれあう活動を継続実施する。	幸区役所	こども支援室
		子育て支援推進会議や、区児童委員活動強化推進会、各学校等と連携を図り、あいさつ運動の実施にとりくんだ。	未就学児・就学児の安全に関する実状や、支援する取り組みなどを、子育て・こども支援ネットワークで情報交換や検討していくことが必要。	子育てネットワーク、こども支援ネットワークそれぞれの中で、情報交流を深め、ネットワークの充実を図る。	中原区役所	こども支援室
		区内の主任児童委員、保育園、幼稚園、自主サークル、地域教育会議等の代表者で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を5回、幹事会3回、編集部会3回、編集部会とホームページ部会の合同部会1回開催し、情報発信の充実をはじめ、子ども・子育て支援の今後の方向性等、子育てにやさしいまちづくりをめざして検討した。また、市民館主催の子育てフェスタに協力実施し地域での交流の推進に努めた。	より一層の地域のネットワークの充実強化を図り、地域における子育て支援を推進する必要がある。	各団体等との連携を強化し、子育て支援のより一層の充実を図る。	高津区役所	こども支援室
		1歳6か月健診時に、保育士2名により、保護者に保育相談・園庭開放の案内等を行い、公立保育園における地域からの保育相談の充実を努めている。また、子育て中の転入者を対象に、情報交換の場「うえるかむクラス」を開催し、区内の子育て情報の提供や地域の人達との交流を行った。	公立保育園で気軽に相談や遊びができることを、地域の人達へ周知させていくことが必要である。また、転入者が多いため、会の開催方法等に課題が残る。	転入者の配布資料や子育て情報誌、子育てフェスタ等を通じて広報するなど、支援の充実を図る。	宮前区役所	こども支援室 保健福祉サービス課
		こども総合支援連携会議のテーマとして小学校の道徳の授業を参観。地域の子供会や区PTA協議会、保育園幼稚園や教育機関との連携体制の確認やこどもを見守る地域活動についての意見交換も実施した。	地域のこどもを見守るネットワークの拡充をしていく。	こどもを見守る地域活動の担い手として、商店会や地域の教育機関との協働による地域活動を拡充していく。	多摩区役所	こども支援室
		「麻生区子ども安心ネットワーク協議会」を開催し、子どもの地域での安心についてのネットワーク化を図った。	地域と学校の協力・連携体制の構築。	個々の地域や学校のニーズに合わせて区として対応できることへの取り組み。	麻生区役所	こども支援室
		地域の中で、市民の自主的な活動による子育て交流会等への支援を充実します。	区内3か所まで延べ6回、計38グループ対象に子育てグループ交流会を実施。実施に当たっては、管内のこども文化センター、教育文化会館分館、区社会福祉協議会等と協働した。「子育て支援者応援講座」を開催し、「手遊び」や小児救急医療の講座を行い資質の向上に役立てた。	活動しているグループの支援、関係機関の連携強化。	平成20年度も区内3か所で開催予定。また関係機関で連携し、課題・ニーズの把握、支援を行っていく。	川崎区役所
		幸区内子育てグループ交流会及び子育てグループ講習会への支援を実施した。また、「日吉地区赤ちゃん相談ボランティア研修会」の開催や、地区子育てグループに対する支援を実施した。子育てグループ交流会・研修会子育てグループ交流会 1回 19グループ 24人参加。子育てグループ講演会 1回 12グループ 18人参加＋民生委員当16人＋一般3名日吉地区赤ちゃん相談ボランティア研修会 1回 29人参加。地区子育てグループ支援 2グループ。地区子育て支援グループ支援 7グループ。	子育てグループのメンバーが持っている力を発揮できるような内容を考えていく必要がある。	区内の子育て関連の組織が連携しながら、支援の充実を継続しながらはかる仕組みを定着させる。	幸区役所	保健福祉サービス課
		子育てネットワークで顔見知りになった関係機関が、共催してグループ交流会開催するなど、共通認識をもって運営をすることが出来た。子育てグループ同士の交流の場として「なかはら子ども未来フェスタ」を開催した。リーダー研修会の実施。	地域の子育てサロンのボランティアや、子育てボランティア団体などが、自主グループの役割や存在を理解しそれぞれの活動と連携ができることが必要。	お互いの活動の理解を深めネットワークの充実を図ることが必要。	中原区役所	こども支援室 保健福祉サービス課
		自主的な活動による子育てグループが実施する「子育て講座」や「子育て交流会」に、地域子育て支援センター職員や保育園の保育士、栄養士等を派遣し、支援を行った。	講座等の調整・充実と子育てグループ同士の連携体制の構築が必要である。	子育てグループの実情やニーズを把握し、子育て支援の充実を図る。	高津区役所	こども支援室
		区内の子育てネットワークが月1回7か所にて主催する「赤ちゃん広場」等へ保健福祉センターの保健師、公立保育園の保育士等を派遣し、子育てに関する相談や助言を行うとともに、遊びの提供や環境整備づくり等の支援をした。また、参加者のニーズ把握のための調査を行った。	活動継続のためのグループリーダーや、運営の担い手の育成に対する支援が課題である。	自主保育グループ等との交流を拡充するとともに、グループのニーズ等を把握し、支援を広げる。	宮前区役所	こども支援室 保健福祉サービス課
		子育て支援グループ、子育て支援機関等が2か月に1回程度集まって、情報交換を行ったり課題の把握を行った。また「多摩区子育てBOOK」の編集委員会を開催し、子育てサークル、サロン等の情報収集や編集を通じた交流を支援した。	自主的な子育てサークルとの連携強化を図る必要がある。	子育て支援グループとの連携により、自主的な子育てグループに対する支援のあり方の検討や交流を深める。	多摩区役所	こども支援室
		「親子ハーモニーランドinあさお」の主催する活動を保健福祉センター、市民館、区社会福祉協議会、地域子育て支援センター、こども総合支援担当等との協働で支援をした。企画委員会を年11回開催し、交流会を3回実施、ハーモニーランド通信を3号作成し区民配布した。「子育て人材バンク事業」を立ち上げ、子育てサークル活動に子育てボランティアを派遣した。	子育て中の親子と行政・関係機関・団体の協働作業で、区民ニーズに沿った活動を展開しているが、子育ては年齢と共に学校等に移行していき、メンバーの確保と継続が課題である。子育てボランティア登録者の確保。	市民の自主活動のネットワークへの支援。ハーモニーランドinあさおの活動の支援の継続子育て人材バンクの継続実施。	麻生区役所	こども支援室
子育てサークル活動などへの支援	こども文化センター等における活動場所の提供や保健福祉センター等による講師の派遣などを行い、子育てグループを育成します。	子育てグループに対して、活動の提供等を実施した。なお、施設によっては、団体利用にとどまらず、保健福祉センター及びこども総合支援担当等と連携し、乳幼児の保護者の交流や相談活動などを実施した。	さらに、各区の保健福祉センター及びこども総合支援担当との連携の充実を図る必要がある。	児童館型地域子育て支援センターを設置する。引き続き、利用の促進を進めると共に、関係局と連携を図っていく。	こども本部	青少年育成課
	地域において親自身が協力して子どもを保育する地域子育て自主グループへ活動費を補助することにより、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力を高めます。	自主グループ8団体に対して、活動費補助金を交付した。	市内の子育てグループ数に対して、補助申請したグループ数が平成19年度実績と10件と少ない。	広報の充実を図る	こども本部	こども企画課

(3) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
青少年の健全な育成環境の形成	青少年関係機関・団体、関係業界、行政が一体となって、青少年の社会環境健全化に取り組む、青少年の健全な育成環境推進事業を推進します。	子どもたちの健やかな成長のための社会環境づくりについて、市民の理解と協力を得るため、7月(JR川崎駅)、11月(小田急線新百合ヶ丘駅)に、街頭キャンペーンを実施した。また、各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業説明及び情報の共有を図った。	県青少年保護育成条例の改正内容について、小・中学生の保護者へ積極的に啓発することが必要である。	青少年保護育成条例について、周知や啓発活動を行う。	こども本部	青少年育成課
	少年補導員への支援を行い、地域における青少年の非行の防止を図ります。	各警察署が所管している少年補導員活動に対して、補助金を交付し、活動の支援を行った。	各警察署との連携を深め、各地域の実状に合わせた支援が必要である。	引き続き補助金を交付し、活動の支援を行う。	こども本部	青少年育成課
青少年育成団体活動の推進	青少年育成連盟への支援を行い、青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体の活性化を図ります。	青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体活動の活性化を図るため、青少年育成連盟へ補助金を交付し、活動の支援を行った。	青少年団体に関する市民の理解を深めるとともに、青少年団体活動への参加について、啓発することが必要である。	引き続き、青少年育成連盟への支援を行う。	こども本部	青少年育成課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
青少年育成 団体活動の推 進	青少年指導員に支援を行い、地域社会で青少年の育成活動の推進を図ります。	地域における青少年健全育成の推進の取組として、青少年指導員が地域巡回パトロール活動を実施した。また、PTAとの情報交換会を開催し、地域巡回パトロール活動での情報の共有を図った。さらに、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」における社会環境実態調査や街頭キャンペーン等の活動を実施した。	地域巡回パトロール活動情報交換会を各中学校区ごとに開催するなど、より地域に密着した形で行っていく必要がある。	引き続き、情報交換会を開催し、中学校区への開催拡大を図る。	こども本部	青少年育成課
	青少年の社会参加・啓発を進めるため、川崎市青少年育成推進委員会が実施する青少年健全育成事業（青少年フェスティバル等）を推進します。	青少年育成推進委員会に委託している青少年フェスティバル及び成人の日を祝うつどいの企画立案・実施協力等を青少年ボランティアが行い、社会参加の促進を図った。また、行事への啓発活動を行った。	青少年フェスティバル及び成人の日を祝うつどいは青少年が主役の事業であり、より多くの青少年の参加を促し、広く市民にも活動内容を知ってもらうため、さらなる広報活動を推進し支援していくことが必要である。	青少年ボランティアの参加をより促進するため、広報活動等の充実を図り、青少年育成推進委員会事業を推進する。	こども本部	青少年育成課
	地域青少年活動の活性化を図るため、子ども会等が行う青少年団体のリーダー養成事業への支援を図ります。	川崎市子ども会連盟に事業を委託し、各種研修事業においてジュニアリーダー、シニアリーダー等の養成を図った。	受講生の参加率を上げるため、より充実したプログラムによる研修が必要である。	引き続き、リーダー養成のための研修の充実を図り、地域における青少年活動の活性化を図る。	こども本部	青少年育成課



基本目標4 親と子の心とからだの健康づくり

(1) 安心できる妊娠と出産

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
妊産婦の健康診査・健康相談等の充実	母子健康手帳交付時の相談体制や母子保健サービスの情報提供の充実を図り、安心、安全な妊娠期を過ごせるように支援します。	母子健康手帳交付時には、保健福祉センターの活用や、身近な地域での子育てサービスの情報提供をしている。また、保健師や助産師がアンケートをもとに、妊婦と面接し妊娠中の生活等についてのアドバイスや相談をし、必要な方には、継続支援を行なった。7区中、4区においてこども総合支援担当が窓口を開設し、母子健康手帳交付業務を担うようになり、子育てに関する相談機能強化が図られた。	安心・安全な妊娠期がすごせるように、相談支援の場として重要であり、窓口と支援関係機関との連携が重要である。また、健康の記録として長期わたって使用するものであるため、母子健康手帳の内容については、市民が使い易くわかりやすい工夫をするなど、事業の充実を図る必要がある。	ホームページの開設など、より一層の充実を図っていく。	こども本部	こども家庭課
	妊産婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査における相談を充実します。	現行制度では、安定して事業推進した。年度末時点で、約600施設の市外協力医療機関と契約し、川崎市の妊婦の健康管理について、制度利用できるよう図った。健やかな妊娠期を過ごし、安全・安心な出産に向け、さらに健診を受けやすくするため、現行制度の内容について見直し、今後の方向性について検討した。	平成20年度10月1日に制度変更し、母子妊婦一人当たり5回の助成を行うこととしたため、このことについて追加交付に関する内容も含め周知をはかり、制度の移行を円滑に進める。	移行後の制度についても安定して推進できるように体制を整える。	こども本部	こども家庭課
	う蝕や歯周病に罹患しやすい妊娠中におけるブラッシング指導の充実を図ります。	妊婦の歯科健診24回204人、歯科保健指導54回354人の参加があった。	事業の実施回数が各区平均月1回のため、予約が取れない、妊婦の体調不良、日程が合わない等、希望月に受診できない場合がある。	妊婦に対する歯科保健については、本人のみならず生まれてくる次世代へも影響を及ぼすため、今後も引き続き継続していく。	健康福祉局	健康増進課
両親学級の充実	夫や就労している妊婦の受講促進のため、土曜、日曜や夜間に開催します。	市看護協会に委託実施しているプレババママ教室は開設6回であった。また、教室OBによる自主グループも誕生し、子育て支援の充実につながっている。その他、宮前区において年2回土曜日開催を実施した。	安心、安全な出産や順調な子育てのために、父親の育児参加促進は今後もますます重要な課題でありさらなる充実強化が求められる。	平日参加できない妊婦や夫のために、土日・夜間開催であるプレババママ教室の充実を図る。	こども本部	こども家庭課
	両親学級において、禁煙指導や食生活に関する指導を強化します。	かわさき健康ニューファミリー事業における禁煙教育の充実により、妊娠を機に妊婦や夫に対する禁煙や受動喫煙の減少を進めた。さらに望ましい食生活についても教育の充実を図った。両親学級テキストを食育基本法の食生活指針を受け食事バランスガイドを盛り込んだ内容に改訂した。	妊娠・出産は、家庭の中で親子の健康づくりに対する価値観を再形成しやすい好機であり、両親学級は重要な場面であるため、望ましい食習慣や禁煙指導の充実強化が求められる。	引き続き、運動や休養も合わせて、両親学級での教育の充実を図っていく。	こども本部	こども家庭課
不妊治療への対応	治療費が高額となる特定不妊治療の費用の一部を助成することで不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施します。	広報により本事業に関する周知が進んだこと、平成18年度より通算助成期間が5年に延長されたことに引き続き、平成19年度より、対象の所得制限が緩和され一回助成は10万円で行われるようになったため、申請件数は増加している。	自治体によって、申請期間等仕組みが多少異なるため、当市の制度についての広報を徹底する必要がある。	引き続き充実強化を図っていく。	こども本部	こども家庭課
	不妊に伴う悩みに対する相談支援体制の強化を図ります。	女性コーナー等における産婦人科医師や助産師による相談支援の充実を図った。	不妊に伴う悩みは深刻で複雑であり、相談支援体制の充実強化が求められる。	引き続き充実強化を図っていく。	こども本部	こども家庭課

(2) 親と子の健康づくり

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
健康診査・育児相談・地区活動等の充実	健やかな発育、発達支援のため、乳幼児健康診査や育児相談等子育て支援の場としての機能の充実を図ります。	保健福祉センター実施の乳幼児健診の受診率は高く、地域に住むほとんどの親子が利用する機会であり、これまでの健診、相談の機会としてだけでなく、読み聞かせや育児についての啓発のため、ボランティア、保育園等との連携のもと、区の実情に合わせ場面の有効利用を進めている。気軽な育児相談や育児についての学習ができるように、地域の子育て交流の場に保健師が出向くなど、地域の特性に合わせた事業を展開している。	発達支援・虐待予防の観点から、乳幼児健診における相談機能への期待が高まっており、限られた時間で、いかに効果的で満足度の得られる健診にするかを、検討していく必要がある。	要支援ケースの早期気づきの場面としてより一層の充実強化を図る。	こども本部	こども家庭課
	保健福祉センターの各事業や地区活動において、親子が集える場づくりや子育ての仲間づくりを推進し、育児不安の軽減や親子の孤立を防止するよう努めます。	子育てグループからの依頼に答え、グループの活動場所に出向き育児の学習、健康教育を実施している。地域の実情に合わせ、区によって、地域全体の子育てグループのネットワーク化に取り組む中で、仲間作りの必要性等について啓発を行っている。	子育てグループの育成により母子の孤立防止を図り、仲間同士の交流から育児困難感の軽減につながる。子育てグループの活動が円滑に継続できるよう、関係機関が連携して支援していく必要がある。	こども支援室の設置により、地域の子育て支援ネットワーク強化が図られる中で、関係機関との連携を図りつつ母子保健事業による子育て当事者への働きかけを充実していく。	こども本部	こども家庭課
家庭訪問指導の充実	妊娠中毒症予防訪問、新生児・未熟児訪問、家族計画指導訪問等を適切な時期に適切な方法で行い、個別のニーズに応じた支援を進めます。	出生数が増加傾向であることに加え、こどもに特化した窓口体制が7区のうち4区に設置され、相談面接機能が強化された効果として、赤ちゃん訪問利用率が高くなっており、新生児訪問件数は増加している。	出産後1~2か月が赤ちゃんとの生活が安定するまでの期間が育児不安が強くなる時期であるため、早期に家庭訪問を実施すること望ましいが、里帰りから戻って以降になるなど、訪問時期が遅くなる傾向がある。また、子育てをめぐる状況の変化が著しいことから、支援者側の研修の充実などが必要である。	こども家庭センター事業である「乳幼児訪問事業」との連携により、継続した支援が必要な場合への対応も含め訪問指導体制づくりの充実強化を図る。	こども本部	こども家庭課
	虐待等の未然防止のため、各健診時や家庭訪問等で、養育支援の必要な対象を早期に把握し、的確にフォローする体制を充実します。	育児支援家庭訪問事業との連携により子育て支援の充実強化を図った。訪問件数462件	適確に判断支援していくために、訪問指導員のスキルアップのための研修会の充実や組織的なバックアップ体制整備などが必要。	今後ますます本事業の重要性は増すと考えられ、育児支援家庭訪問事業とも連携しより一層の充実強化を図る。	こども本部	こども家庭センター
母子保健教室の充実	児童虐待予防のため、育児不安をもつ母親や子どもの関係がうまくいかない母親のための教室を充実します。	安定して事業推進している。各区ともグループカウンセリングに加え、個別の支援方法を組み合わせて実施し、又、スーパーバイズを有効に活用しながら、事業の効果的な運営に努め、虐待の未然防止や支援の充実を図った。また、各区の情報交換を兼ねた運営面についての研修会を実施した。	育児不安・負担を軽減し、孤立を予防することで、虐待の発生予防、進行予防に対する本事業の役割を充実強化していく必要がある。	虐待の未然防止を図るため、区役所こども支援室、保健福祉センターほか関係機関の連携を深め、支援体制を整える中で、本事業を有効利用していく。	こども本部	こども家庭課
	乳幼児期からの健康づくりを推進するため、遊びや食生活、生活リズム等の大切さを体験学習するちびっこ健康教室を充実します。	開催335回、参加者実数6,413人、参加者延数12,827人であり、子どもの健全な成長発達を促すよう支援を行なうとともに母親の不安に対応する相談、指導を行った。地域の状況にあわせ、教室の運営のあり方に対応させている。	こどもとの関わり方がわからないという母親が増加している。乳幼児期の子育てがより健やかであるために、健康づくりの学習のほかに発育・発達経過観察や母親支援の場としての役割が大きくなっていく。	課題とされる点について、他事業との有機的な連携を図りながら事業の位置づけをし、今後さらなる充実強化を図っていく。	こども本部	こども家庭課
	子どもの不慮の事故防止や家庭用品安全対策についての知識の普及・啓発を図ります。	販売店等における監視指導(109施設)及び家庭用品試買等試験検査(総検査数 310件、うち乳幼児用繊維製品検査数 187件)を実施し、外国製の乳幼児用繊維製品の違反を5件発見した。また、離乳食教室(23回、500人)を通じ、乳幼児の保護者に対し、家庭用品の表示の見方や誤飲誤食事故の防止対策等、家庭用品に関する正しい知識の普及啓発を行った。	外国製の乳幼児用繊維製品については、違反が後をたないため、対策の強化及び根本的解決の手法を検討する必要がある。法の規制対象外の家庭用品及び有害物質についても、健康被害発生が危惧されるため注意を要する。また、近年、通信販売やインターネット等販売形態の多様化が進んでいるため、新たな試買等の手法を検討する必要がある。	引き続き、外国製の乳幼児用繊維製品を中心に試買等試験検査及び販売店等への監視指導を実施すると共に、販売形態の多様化に対応するために新たな試買等の手法を検討する。また、様々な機会をとらえて消費者に対し家庭用品の適正な使用方法等に関する啓発活動を強化し、健康被害に関する積極的な状況把握に努める。	健康福祉局	生活衛生課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
「食育」の推進	「食育」を地域社会全体で推進していくため、保健や教育等をはじめとするさまざまな分野が連携し、乳幼児期からの食に関する学習の機会や情報提供を推進します。	平成19年3月に制定された「川崎市食育推進会議条例」により、同年8月より「川崎市食育推進会議」を開催。この会議で検討を進め、平成20年3月には、川崎市の特性を生かした「川崎市食育推進計画」を策定。平成22年までの推進期間で目標達成を目指す。	食育を広く推進するため、家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携を持ち、すべての年代において健全な食生活の実現に向けた食育に取り組むことが重要。	川崎市らしさを生かした食育推進のため、庁内検討会、食育推進会議を引き続き開催し、具体的に推進していく。また、区においては、食育推進分科会を設置し、区の特性を生かした食育を推進する。	健康福祉局	健康増進課
		幼稚園・小学校の実践の中から、食に関する事項をあらい出し、年間指導計画の作成を行った。小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、栄養職員それぞれの視点で「食」に関する課題を出し、子どもたちの経験の積み重ねや指導の必要性について検討を繰り返し、幼児期から児童期への育ちを見通した計画を作成することができた。	食に関する年間指導計画を作成したが、その実効化はどのようにしたらよいかを考える。	作成した指導計画の実践や、家庭や専門家との連携の仕方を検討する。	教育委員会	幼児教育センター
	家族の健康と食生活についての基礎づくりをするため、「食と健康教室（離乳食・幼児食教室）」や「母と子の食生活共同体験事業」等の教室の充実を図ります。	各区役所保健福祉センターを中心に、講話や調理実習、試食等を通じた事業を展開している。 平成19年度実績（7区役所保健福祉センター） 食と健康教室 237回 延べ 5,547人受講 母と子の食生活共同体験事業 22回 延べ 717人受講	「食育推進計画」「かわさき健康づくり21」の目標にある、朝食の欠食率の改善に関して、食習慣が形成される幼い時期からの食教育が重要となる。食育推進の視点から食と健康教室等を充実させていく。食生活改善推進員（食生活改善のためのボランティア）等と連携し、幅広い年齢を対象とした地域活動を強化し、地域ぐるみの食生活改善への取組みが重要となる。	引き続き教室（食と健康教室）を実施。乳幼児期からの食育を推進する。「母と子の食生活共同体験事業」については、平成20年度より、食育推進事業の中に位置づける。	健康福祉局	健康増進課
歯科保健の充実	生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる乳幼児期のむし歯を予防するとともに、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、健診と保健指導を充実します。	1歳児歯科健診88回、予防処置253回、定期歯科健診201回、親と子の歯科教室47回、1歳6か月児健診240回、3歳児健診228回、歯の健康教室254回、育児相談101回、衛生教育45回、その他148回開催し、健診および保健指導で47,976人の参加があった。	予防処置は年間253回開催しているが、2歳までの年齢制限と1人1回限りの処置となっている。生涯を通じて健康な歯を保つためには、かかりつけ医との連携および保健指導の強化、受診者の制限の緩和など予防処置が積極的に受けられる環境づくりが課題である。	引き続き、乳幼児期からの継続したう蝕予防のために歯科健診および保健指導を推進していく。	健康福祉局	健康増進課
外国人に対する母子保健サービスの充実	外国人の親子に対して、外国語版母子健康手帳の無償配布や外国籍育児教室、通訳ボランティアの派遣等による支援を充実します。	外国人妊婦に対して、外国語版母子健康手帳の無償配布を行った。外国籍育児教室は、川崎、高津、宮前の3区で実施した。その他、自主的に活動している外国籍母子グループへ援助を行なった。	外国籍母子の方も安心して子育てできるように環境づくりをしていく必要がある。母子保健サービスに関する印刷物の外国語版を整備していく必要がある。	子育て支援として今後も継続実施。	こども本部	こども家庭課
周産期・小児救急医療体制の充実	症状の変化しやすい小児の初期救急に対応するために、小児急病センターの充実を図るとともに、中部地区のあり方を検討します。	南部小児急病センターにおける取扱患者数は、14,252人。また、北部小児急病センターにおける取扱患者数は、10,981人であった。	南部小児急病センターは病院併設型として実施しているが、重症患者の対応などにより、診療の一時停止または患者の長時間待ちが生じている。また、中部地域については、小児急病センターが設置されていないため、中原区、高津区の患者が利用しづらい現状にある。	引き続き、南部小児急病センターにおける小児科医師の疲弊解消にむけて、地域の医師の参加の調整を図る。また、中部地域においては、参加できる医師の数にも限りがあるので、近隣病院と連携した体制等を検討する。	健康福祉局	地域医療課
	妊娠・出産時における生命の安全を確保し周産期救急医療の充実を図るため、切迫早産、胎児異常などのリスクの高い妊娠・分娩・新生児に対して24時間体制による総合的周産期母子医療センターの設置を促進します。	平成18年度、既存の施設に3床増床され、計9床となった。平成21年度の総合周産期母子医療センターの開設に向けて、聖マリアンナ医科大学病院と調整を行っている。	市内における周産期救急医療の受入体制が充分でなく、市外の医療機関で対応するケースが生じている。	平成21年度総合周産期母子医療センターの開設を目指し、引き続き聖マリアンナ医科大学病院との調整を行う。	健康福祉局	地域医療課
アレルギー対策の充実	アレルギーをもつ子どもの健康増進のため、アレルギー相談を充実します。	各区役所保健福祉センターにおいて、年10～12回程度実施し、全市で82回実施した。	今後、アレルギーについては食物アレルギーをはじめ、ハウスダストなど様々な要因で増加が見込まれる。国においてもアレルギー対策の方向性を打ち出しており今後の国の動向を注視していく必要がある。	近年、市民のアレルギーに関する関心が高まっており、当事業の継続・充実を図っていく。	健康福祉局	環境保健課
	ぜん息児キャンプや水泳教室を通じてのぜん息児の健康回復・増進を図ります。	ぜん息児水泳教室を4月27日から5月6日、9月7日から11月30日に、富士通プールにおいて計20回、5月7日から7月9日には、川崎市民プラザプールにおいて計10回実施した。また、7月31日から8月3日（3泊4日）八ヶ岳少年自然の家において、あおぞらウェルネスを実施した。	参加者に対する、ぜん息以外の疾病への対応や医療関係スタッフの安定的な確保が課題である。	本事業は小児のアレルギー対策として有効であり、今後も継続実施していく。	健康福祉局	環境保健課
	アレルギー講演会等によりアレルギー疾患に対する正しい知識を普及します。	アレルギー講演会を1回、知識普及講演会を2回、ぜん息児健康回復教室（1～2日1コース）を各区で開催、ぜん息等アレルギー疾患職員研修会（2日1コース）を実施した。	アレルギーについて様々な情報が氾濫しており、より正確な知識の普及が必要である。	近年、市民のアレルギーに関する関心が高まっており、当事業の継続・充実を図っていく。	健康福祉局	環境保健課
予防接種事業の推進	乳幼児の定期予防接種対象疾病について、正しい知識の普及啓発と接種勧奨による感染症の発生及びまん延の防止を図ります。	法令の改正により平成18年度からの麻しん、風しん予防接種の対象年齢等の大幅な変更について、影響を受ける者に対する個別通知、ちらし配布などによる周知徹底を行った。また平成20年度から、麻しん、風しん2回目の予防接種を5か年計画で年齢を拡大し実施しているため、市内中高等学校にちらし配布など周知を行った。	平成17年5月から、日本脳炎予防接種について積極的勧奨の中止措置が取られており、再開の際にはその対応について検討を行う必要がある。平成20年度から、麻しん、風しん2回目の予防接種を5か年計画で年齢を拡大し実施しているため、影響を受ける者に対する個別通知、市内中高等学校にちらし配布など、周知を行う必要がある。	引き続き、正しい知識の普及啓発と接種勧奨による感染症の発生及びまん延の防止を図る。	健康福祉局	疾病対策課

### （3）思春期の保健対策の充実

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
思春期保健相談等の充実	本人、家族が相談しやすいように、相談機関の広報の強化や体制の充実を図ります。	各区保健福祉センターで随時、電話・面接相談を実施しており、電話相談件数は113件。面接相談は、167件の実績。「こども家庭センター」の事業として毎週土曜日実施のホットライン思春期電話相談事業を実施しており、409件に対応した。7区中4区において、こどもの相談に特化した窓口を設けたため、面接相談件数が増加傾向にある。	相談窓口の機能強化により把握した継続支援ニーズに対応するため、区役所内、家庭、学校、地域等、関係者の連携強化をはかる。思春期の心とからだの問題や、性や性感染症に対する相談窓口について情報提供する。	区役所内の各部署、関係機関の連携強化につとめ、相談支援体制の充実を図る	こども本部	こども家庭課
	心の問題への対応を充実するため、保健福祉センター、精神保健福祉センター等の関係機関の協力連携を強化します。	個別ケースの相談支援を通じ、関係職種や他機関との協力連携が図られた。	喫煙、飲酒、不登校、ひきこもり、思春期やせ症など思春期特有の心の問題への対応の充実が求められている。相談窓口についての広報を充実させる。	こども支援室、保健福祉センター、精神保健福祉センター、学校等、関係機関の連携をより一層強化していく。	こども本部	こども家庭課
思春期保健健康教育の推進	性に関する健全な意識の醸成や性感染症予防に関する正しい知識の普及等を図るため、保健福祉センターと学校等が連携し、本人や保護者への思春期保健健康教育を推進します。	「川崎市がめざす性教育の考え方進め方」をもとに、各学校における性教育を推進した。	本冊子については、各学校に配布済みであるが、活用する方法、性教育の推進にあたっての留意事項等、機会を捉えさらに周知徹底を図る必要がある。	各学校における本冊子の活用を推進する。	こども本部 教育委員会	こども家庭課 健康教育課 総合教育センター（カリキュラムセンター）
エイズ対策の強化	エイズの感染防止の正しい知識等の普及啓発や相談、検査の充実を図ります。	学校における講演会の開催は、教育機関と各区保健福祉センターとの協力体制のもと実施。対象を小学校から中学・高校・大学まで広げ、生徒・父母や教職員への普及啓発を図っている。平成20年3月末現在、14入等性に関する衛生教育実施校16校、小学生～大学生 参加者2,766	若年者のHIV感染報告が全国的に増加している傾向があり、家庭・地域・学校への取組みを継続・強化する必要がある。	イベントの開催や広報媒体活用・学校への情報発信を継続する。また、検査が受けやすい利便性に配慮した検査体制づくりをすすめていく。	健康福祉局	疾病対策課

基本目標5 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

(1) 家庭や地域の教育力の向上

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
家庭教育の充実	子どもへの理解を深め、親の役割や家庭のあり方、地域の課題に関して学ぶ機会を提供し、親としての成長を支援するため、教育文化会館・市民館における家庭教育学級の充実を図ります。	家庭・地域教育学級は、教育文化会館・各市民館・分館にて16学級(長期8・短期8)実施した。保育付学級を開設し、子を持つ保護者が参加できる条件整備を図った。平日の開設が多く、子をもつ母親を対象にした学級が多いが、一部の学級で土日で開催するなど父親の参加の機会を設ける工夫を行った。	父親の家庭・地域教育学級参加の拡大を図る必要がある。	子をもつ保護者の不安や悩みを解消できるよう知識を深める学習機会を提供するとともに子育てをはじめ地域の課題は地域全体で支え合い解決できる能力を培う学習を展開していく。	教育委員会	生涯学習推進課
	子育て期の親の学習を支援するため、教育文化会館・市民館主催事業に保育を併設します。	教育文化会館・市民館・分館における「識字学習活動」「家庭・地域教育学級」「男女平等推進学習」「市民自主学級」「市民自主企画事業」等においてボランティアによる保育を実施した。また、保育事業に関わるボランティアへの研修も教育文化会館・市民館・分館において開催した。(5館実施)	館によってはボランティアの数が不足している。また、ボランティアとの協働で事業を行っているため、コミュニケーションを十分取り事業の目的等を理解してもらい協力して保育を実施していく必要がある。	子育て中の保護者の学習の場の保障として保育を併設するとともに、保育に関わるボランティアの養成を行う。	教育委員会	生涯学習推進課
	PTAや自主グループによる、家庭教育や子育てに関する学習活動を支援するため、委託家庭教育学級の充実を図ります。	PTA等家庭教育学級...身近な地域で同じ学校に通う子を持つ保護者を対象に家庭教育に関する学習会を小学校PTAを中心に公立幼稚園や養護学校、中学校で実施した。(公立幼稚園2園、小学校102PTA、中学校6PTA、特別支援学校1PTA) 自主グループ家庭教育学級...地域の子育てグループや支援団体による家庭教育学級を全区で実施した。(7グループ) 子育て支援啓発事業...子育てに関する身近な情報の資料作成(マップ)	これまであまり家庭教育に関心のなかった方々へその必要性を訴えていく必要がある。	より多くのPTAにPTA等家庭教育学級の開設を呼びかけるとともに、啓発活動も推進する。	教育委員会	生涯学習推進課
地域の教育力の向上	子育て支援に関する施策を行う関係機関の連携会議や、連絡会議を開催するとともに、協働して子育てフェスタ等を実施し、地域において子育てを総合的に支援します。	子育てフェスタ関係事業を4区で実施した。親と子が気軽に参加できる交流の広場としてフリースペースを4区で実施し、定期的に場を提供することで親同士の交流ネットワークを進めた。また、区子ども総合支援担当等子育て支援関係機関と連携会議を実施するなど、他機関との連携の促進を図った。	教育文化会館・各市民館において子育て支援関係機関・団体連絡会議の開催をしてきているが、区子ども総合支援担当でも、同様の会議を開催しており、連絡・調整して、さらなる連携の促進の必要がある。	子育てに関する課題は多く、区子ども支援総合担当と常に情報交換・連携を図って、地域の課題解決に努めていく。	教育委員会	生涯学習推進課 教育文化会館・各市民館
	地域や社会の課題解決に向けた市民の学習の場づくりや、学習・文化・芸術の振興や市民の交流・ネットワーク化を、市民と行政の協働によって進める、市民自主学級・市民自主企画事業などの市民参画事業の充実を図ります。	市民自主学級は、教育文化会館・各市民館・分館において、56学級実施した。また、市民自主企画事業は、教育文化会館・各市民館・分館において、13事業実施した。市民自主学級・市民自主企画事業とも市民参画事業であり、市民の企画提案に基づき企画提案会において実施学級・事業が決定され、調整を図り実施している。	乳幼児期の親が子連れで事業の企画提案・運営をするにあたって、企画者の子どもの保育に関して、保育者の確保等の課題がある。	より市民の参画を得ながら、地域の課題解決を図っていく協働事業を推進していく。	教育委員会	生涯学習推進課
	地域の教育に関する課題の解決に向けて、学校や関係機関と協働して取り組む、市民の自主的・主体的な組織である行政区・中学校区地域教育会議の活性化を図ります。	「教育を語るつどい」の実施、広報誌の発行、中学校区・行政区子ども会議など各地域教育会議で実施している。また、「第4回川崎市地域教育会議交流会」を実施し、地域教育会議間の交流と情報交換の場及び市民への広報の場を提供している。平成18年度から、地域教育会議の予算を柔軟化し、区ごとに中学校区・行政区地域教育会議が連携し、様々な事業が展開できる仕組みを取り入れた。また、地域教育会議のホームページを立ち上げ、情報交換と情報提供の機会の充実を図った。	さらなる活性化に向けて、予算の柔軟化などの検討を進める必要がある。	地域教育会議活性化予算の更なる柔軟化などを図り、地域教育会議の活性化を図る。	教育委員会	生涯学習推進課
	地域社会のあり方などについて、子どもと大人と一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実させ、子どもたちの意見を反映した、地域社会づくりを推進します。	中学校区子ども会議として、中学校区地域教育会議の主催により、50か所で開催し、行政区地域教育会議の主催により、7行政区で開催した。子ども委員の募集、実施方法や実施回数は、それぞれの地域の実状に合わせて行った。	特に子ども達への活動の周知と参加促進、同じく、子どもの意見表明として実施されている川崎市子ども会議との関係のあり方を明確にする必要がある。	各子ども会議で出された意見が反映される仕組みづくりを目指す。	教育委員会	生涯学習推進課

(2) 幼児・学校教育の充実

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
豊かな人間性の育成	子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重して生きる姿勢を育むための取組を進めます。	道徳教育の充実を図るとともに、体験活動(栽培・飼育など)等のいのちに触れる活動を全校で展開した。また、全校の人権尊重教育推進担当者を対象に「子どもの権利学習」に係る研修を4回実施し、各校での取組を強化した。	「子どもの権利に関する条例」の趣旨をさらに周知徹底するなど、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	各学校で道徳教育・人権尊重教育の充実に向け、子どもの権利に関わる「参加型権利学習」資料集を使っての研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するための教育活動を充実するとともに、家庭や地域と連携して社会のルールを守る子どもを育成するための取組を進めます。	学校図書館を土曜、日曜、長期休業期間中地域に向け開放した。小・中・高17校において年間87日実施し、3校において図書貸し出しを実施した。(2,169冊)「かわさき読書週間」を設定(10月29日～11月11日)した。「かわさき読書の日のつどい」(11月10日・高津市民館)等による、子どもの読書活動の普及広報を行なった。また、子ども読書100選小学生版を各学校・関係機関に配布した。	学校図書館等における読書環境の整備、読書の楽しさを広める普及広報活動、読書活動推進における学校と行政の連携が必要である。	子どもの読書活動への理解を広めるために、家庭への普及広報や地域との連携を推進し、子どもたちの豊かな心の育成をめざす。	教育委員会	指導課 生涯学習推進課
	「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、これまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。	「子どもの権利学習派遣事業」では、小学校2～4年生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法身につける参加型学習を行う「CAPプログラム」の講師を小学校53校、161学級に派遣した。また、子どもの権利学習資料として、小学校1年生「かがやき」17,000部、「はたらくひと」と、17,000部、小学校5年生「みんな輝いているかい」17,000部、中学校1年生「わたしもあなたも輝いて」12,000部、(それぞれに教職員用指導資料冊子を別刷りで配付)全児童生徒「相談カード」104,000枚の作成・配付及び人権尊重教育推進担当者研修会開催・全4回の必修研修で参加型権利学習のファシリテーターを養成した。	毎年、「子どもの権利学習派遣事業」を希望する学校が増加しており、効率的な事業実施が求められている。また、市民・子ども局との緊密な連携が必要である。	引き続き、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進していくよう支援していく。	教育委員会	人権・共生教育担当 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
健やかな身体育成	体力測定等を行うことで、子どもたちの体力・運動能力等を定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行うとともに、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付け等を行うことで、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。	小学校では、平成19年度「児童生徒健康・体力づくり推進事業キラキラタイム」を全校で実施するとともに、体力づくりの一環として「地区別運動会」を実施した。また、抽出校による新体力テストの結果を分析・考察し、小・中学校教員が参加する「体育・保健体育合同研究発表会」において報告し、体力向上に向けた意識の啓発を図った。	各小学校で実践した「子どもキラキラタイム」をうけ、今後は中学校も生活習慣の見直しや運動の習慣化などを目的とした「イキイキスクール」を実践していく。東高津中学校が拠点校となり、全校で実施していく予定であるが、具体的にどのように取り組んでいくか今後検討していく必要がある。	新体力テストに関しては、中学校は、ほぼ全校で実施しているが、小学校は、抽出校以外では実施校が少ない。自主的に実施する学校を増やしたい。昨年度初めて実施した地区別運動会のさらなる充実を図る。	教育委員会	健康教育課
	バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう「食に対する指導」を推進します。	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体で、文部科学省から配布された食生活学習教材等を活用しながら「食に関する指導」を行った。また、学校給食実施校においては学校給食を教材として、学校栄養研究会で作成している年間指導計画等を活用し、指導に取り組んだ。	校内における推進体制の整備を働きかけ実施させるとともに、「学校における食育の推進」については、推進委員会等を立ち上げ取り組む必要がある。	各学校においては、食に関する年間指導計画を策定し、その計画に基づき「食に関する指導」に取り組んでいく。また、市の食育推進計画に基づき、「学校における食育の推進」を図っていく。その具体的な内容等については、局内で推進委員会を設置し、各学校で取り組めるよう検討を進める。	教育委員会	健康教育課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課	
確かな学力の定着	生涯にわたって、学び続けるために必要な読み書きや正確に計算する力などの、各教科における基礎・基本の定着を図ります。	児童生徒の学習状況に応じた補充学習、発展学習等を全校で展開した。	義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
	子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を実施します。	学びの意義、学びの実感を与え、意欲・態度形成等を重視した授業を全校で展開した。	義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
	子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。	思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した授業を全校で展開した。	義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
	さまざまな活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育成するとともに、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の向上を目指した取組を充実します。	各教科等における表現活動やコミュニケーション能力の育成を重視した授業を全校で展開した。	義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
	子どもたちの学習状況を正しく把握し、指導方法の改善等に生かすために学習状況調査を実施します。	小学校5年生を対象に国語、算数の学習状況調査と学習意識調査を全校で実施した(H19.5.9)。また、中学校1～3年生を対象に国語、社会、数学、理科、英語の学習状況調査を実施し、さらに2年生を対象に学習意識調査を併せて全校で実施した(H19.11.15)。	調査結果を指導方法の改善に生かすための取組が必要となる。	引き続き調査を実施し、データの蓄積と指導方法の改善に向けた取組を続ける。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
	学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の修得など、小学校1年生に対する学習指導・児童生徒指導を充実させるために、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。	小学校1年生における少人数学級(35人以下)等の少人数指導の実施のため、27校に市費非常勤講師を配置した。その結果、多くの学校で自動が、基本的な生活習慣を身に付け、望ましい学級集団の中で過ごすことができた。	小学校1年生における少人数学級(35人以下)の全校実施に向けた取組が求められる。	市費非常勤講師の充実により、小学校1年生における少人数学級(35人以下)の全校実施をめざす。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
	基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導を充実します。	習熟度別学習(小学校41校・中学校13校)、課題別学習(小学校34校・中学校2校)、チームティーチング(小学校69校・中学校33校)を実施した。	学習状況調査の結果からは、個人差がかなり大きいことが読み取れる。	一人一人にきめ細やかな学習を保障するため、引き続き少人数指導等の取組を進める。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
	地域の教育力を生かした特色ある学校づくり	学校の裁量権の拡大や学校評価システムの導入など、各学校が自主的・自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。	国の研究委嘱を受け、川崎市義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業を実施した。事業運営委員会において川崎市における望ましい学校評価の在り方の協議を進めるとともに、研究協力校(小6、中4、特1)において実践研究を行い、その成果を報告書にまとめ、全校に配付した。	全校において学校評価を実施しているが、その方法や内容等についてはばらつきがあり、システムの改善と一層の充実が課題である。	平成20年度についても国の研究委嘱を受け、7校の研究協力校において実践研究を行う。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課
学校教育に、地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもたちに伝達し、活力ある教育活動を展開します。		教育ボランティアをまとめる「教育ボランティアコーディネーター」を平成17年度から新たに配置した。また、「NPO法人教育活動総合サポートセンター」に事業を委託し、子どもの学習活動や学校の教育活動を支援するために、学校の要請に応じて教育活動サポーター(退職教員、学生等)を111校に配置した。各校においては、各教科等における指導の支援や教育相談、教職員の研究・研修等に有効に活用している。	全ての学校の配置要望に応えられないのが現状である。	平成20年度については、予算が増額されたため、より多くの学校に配置できるよう事業を拡充する。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
地元の商店街や企業との連携による社会体験や就業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育成します。		市内の中学校6校を協力校に指定し、職場体験の実施を通してキャリア教育の推進を図った。また、指定校以外の中学校全校においても職場体験を実施し、中学生の勤労観・職業観を育成しながら、将来の生き方を考える支援を行うことができた。	職場体験をしてくれる市内の企業や事業所の開拓の難しさがある。今後職場体験を実施する学校において研究を図る。	本事業は19年度で一旦終了したが、国からの新規の依頼があり、20年度も6校を協力校に指定する。また、今後も全中学校において職場体験が実施できるような環境整備等を図る。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
子どもや保護者、地域住民の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校教育推進会議の活動を促進したり、PTAとの協働関係を深めるなど、子ども・保護者・地域住民の学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。		コミュニティ・スクール4校との連絡会により、教育委員会と学校との連携を深めると共に、フォーラムを開催して他の学校へ取組成果を発信した。また、平成20年度の新たな指定に向け、候補校のヒアリングを行った。	平成20年度に新たに設置する予定の4校における支援と、コミュニティ・スクールの取組成果の発信及び活用。	各区の教育担当を中心にコミュニティ・スクールにおける支援と取組成果の発信を進めていく。	教育委員会	教育改革推進担当 (企画課)	
義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など長期的な視点で教育活動の展開をはかることで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性をもたせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を実施します。		幼小連携1、小中連携7、中高連携1、高大連携2の計11の推進校ブロックにおいて、子どもの成長段階に即した望ましい校種間連携の在り方について実践研究を行った。小中連携教育推進校ブロックのうち、3ブロックは平成19年度で研究が終結し、研究報告会の開催や報告書の作成等を通して、その成果を全市に還元した。	現在は学校行事等における児童生徒の交流を中心に連携が進められているが、今後は各教科等を中心とした教育課程編成に関する連携を重視した研究を進める必要がある。	小中連携の3推進校ブロック以外は2年研究であり、引き続き研究を推進する。また、小中連携については、新たに3推進校ブロックを指定して研究を行う。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
各学校の特色化や個性化を進めるとともに、多様な専門学科を有機的につなげ、地域の総合制高校を目指した市立高等学校間の連携を一層強化し、さらに高校の教育内容を広く市民に提供するとともに、地域社会と連携した教育を推進します。		市立高校において夏季連携講座を開設した。(5校 7講座(略称):お菓作り、藍染、VB、小麦の歴史、中国語、韓国語、英語 計54名)市立高校において社会人聴講生の受入れを実施した。(5校 12講座開設 6講座実施:社会福祉制度、美術等 計21名の聴講生を受入れ)	事業の充実・発展により、特色ある高校づくり、開かれた高校づくりをより一層推進する。	夏季連携講座の各学校の特色をより一層魅力あるものにする。聴講生制度の継続実施。	教育委員会	総合教育センター カリキュラムセンター 指導課	
特別支援教育の推進		従来の障害児教育の対象だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障害のある一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進します。	小・中学校における特別支援教育コーディネーター養成研修受講修了者数92名、巡回相談173件、巡回指導243件、通級指導教室(言語障害通級指導教室1校)新設特別支援教育サポート事業 サポーターの配置42名分(実績:小・中学校79校に配置)	通級指導教室の対象にLD、ADHDを含めることなど、学校教育法施行規則の一部改正が行われたため、通級指導教室へのニーズが高まり、通級指導教室の拡充が課題である。また、特別支援教育サポーターの配置の拡充が必要である。	通級指導教室の拡充(情緒障害通級指導教室を小学校全区に設置 中学校3校に設置)特別支援教育サポート事業 拡充する方向で検討	教育委員会	指導課
		聾・養護学校は専門性を生かして、特別支援教育の地域センター的な役割を担うなど、機能の拡充を図ります。	特別支援学校は県立を含め市内6校の特別支援学校の支援の地域を定め、地域の小・中学校への指導助言、公開研修などを行った。また、一貫した相談体制、広域的な支援体制を支える柱となる「サポートノート(個別の教育支援計画)」を関係機関と連携して作成した。	関係機関による連携システムの在り方について研究すること。また、学校教育法等の一部改正が平成19年4月に施行され、特別支援学校の機能の拡充や複数の障害種に対応できる体制整備を図る必要がある。	知的障害特別支援学校の過大規模化の解消と機能の充実等について検討する。	教育委員会	指導課
指導・相談体制の充実	教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラーの有効な活用、相談カードの発行など、いじめ・不登校等に対する相談機能を充実させ、早期発見・解決に向けた取組を図ります。	市立中学校51校全校にスクールカウンセラーの配置し、校内の教育相談が円滑に行われるようになった。ケースによってはスクールカウンセラーが不登校生徒の家庭を訪問したりして、学校復帰に向けた動きも見られた。小学校や高等学校からの要請に対して学校巡回カウンセラーを2名配置し対応した。また、事件事故によるスクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーの緊急対応派遣要請もあった。派遣の手順のシステム化を図ることによって、子どもたちの心のケアを迅速に行える体制を作った。	国からの補助の割合が年々低くなってきているが、国からの補助に頼らざるを得ない実情がある。有力なスクールカウンセラーを任用するための予算の確保が大きな課題である。また、増加する小学校・高等学校からの要請や、事件事故等による緊急支援要請に迅速に対応できるような体制の構築が課題である。	市立中学校全校配置の継続と小学校や高等学校からの要請や事件事故等での緊急支援を常に迅速に行えるようなスクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの配置をめざす。	教育委員会	総合教育センター 教育相談センター	

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
指導・相談体制の充実	不登校児童生徒等に対する指導を行うため、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う適応指導教室の充実やNPO法人、フリースペースなどの専門機関等と児童生徒の在籍校とが連携をとることで、子どもたちに多様な教育機会の提供や相談機能を充実します。	今年度も市内の140名を超える不登校児童生徒が通級登録をした。学校復帰のためには学校との連携が必要であり、そのために学校関係者連絡会を年2回実施した。また、中学3年生の進路決定の時期には担当者による学校訪問を実施した。在籍校に対しては月末に活動状況報告書を送付するなど常に連携を図っている。保護者との連携に関しては「保護者の会」を年3回実施し、保護者の思いを受け入れるようにしている。ゆうゆう広場では、不登校児童生徒の自立や社会性の促進のために体験活動を重視し、各広場での体験活動のほか、合同でのふれあい活動を年間2回、夏には1泊2日のサマーキャンプを実施している。	諸事情により移転が必要だったゆうゆう広場あさおについては7月に移転し開設することができた。しかし、通級希望者が増加しているため、不登校児童生徒が安心して通えるような居場所を計画的に確保していく必要がある。合わせて不登校の未然防止の視点での取組を進め、不登校に関する教育相談機関との連携を推進することによって不登校児童生徒数を減らす対策も実施していく必要がある。	通級希望者が増加している地域については、不登校児童生徒が安心して通えるような居場所を計画的に確保し川崎市の不登校対策の充実をめざす。さらに教育相談関係機関との連携を図りながら不登校の未然防止の視点での取組を進める。	教育委員会	総合教育センター 教育相談センター
幼児教育の充実	就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育、保育資源を生かし、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。	幼保一元化等推進検討会議の報告を受け、「川崎市における幼児教育の方向性及び市立幼稚園（研究実践園）のあり方に関する基本方針」を平成19年7月に作成し、川崎市における幼児教育の方向性等を示した。その中で、新城幼稚園の後継施設として民設民営の認定こども園を平成22年度に開園するという方針が提示され、具体的な検討を進めていくことになった。	本市の幼保一元化施策の窓口を一本化し、認定こども園を設置するための具体的なスケジュールを協議していく必要がある。	国や県、他都市の動向を見極めながら、関係局との協議を進め、様々な課題について解決しながら、開園に向けての調整・準備を行う。	こども本部	こども企画課
	現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、0歳から就学前のすべての子どもの育ちを支える共通の基本的な内容についての教育・保育カリキュラムを作成します。	「川崎市幼保一元化等推進検討会議」における認定こども園設置の検討に伴い、教育・保育計画案の作成に着手した。	教育・保育計画案は、幼稚園・保育園双方の経験者が作成することが望ましいがその体制作りが課題である。教育・保育の基本的方向の理解と推進にあたっては、保育園・幼稚園・家庭・地域の協力が必須である。	幼稚園と保育園の教育・保育を融合させた教育・保育計画案を完成させる。	教育委員会	幼児教育センター
	私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入や預かり保育の拡充を含めた支援を行います。	平成18年度に引き続き、障害のある幼児、預かり保育子育て支援事業補助の充実を図るとともに、平成20年度における補助事業の体系等の見直しを図った。	補助事業の体系等を見直す中で、障害のある幼児、預かり保育・子育て支援事業補助について、ニーズに応じた支援を図る必要がある。	障害のある幼児、預かり保育・子育て支援事業への補助に関しては、今後とも補助体系の見直しを図りながら支援を継続していく。	こども本部	こども企画課

（3）遊びや体験の場の整備

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
子どもの遊びと健全育成の推進	こども文化センターが、中学生、高校生の居場所として、より利用しやすくなるよう整備を進めます。	中学生、高校生の居場所づくりの一環として整備した音楽室の利用状況については、南河原こども文化センター529団体・1,525名、白山こども文化センター616団体1,638名、宮崎こども文化センター265団体493名（平成19年6月から利用開始）	中高生の利用促進については、施設整備を含め、広報等で周知を図る必要がある。	中学生、高校生の居場所となるよう引き続きこども文化センター事業の推進を図っていく。	こども本部	青少年育成課
	放課後、小学校から直接こども文化センターへ来館し、利用できるアスкул制度により利用の利便性を図ります。	平成19年度の利用率としては、年間5,979名。（平成19年4月～平成20年3月までの集計）	こども文化センターによって、利用状況に違いがあり、今後アスкул事業について検討が必要である。	アスкул事業について、今後検討が必要である。	こども本部	青少年育成課
	放課後、学校施設を利用し、子どもに遊びの場を提供するわくわくプラザを充実します。	狭あい施設解消・児童数増加・小学校の改築及び新設による整備、7か所を実施した。（下平間・犬蔵・栗木台・下沼部・東門前・御幸・はるひ野小学校わくわくプラザ）子育て支援・わくわくプラザ事業を2月から実施した。	大規模マンション等の建設により、児童数の増加、狭あいとなってきている。小学校自体が、教室不足になっている。学校改築による整備が必要となっている。	引き続き、狭あい施設解消および障害児対応について、学校、教育委員会と協議を行いながら、わくわくプラザ施設整備計画を作成し整備を行う。	こども本部	青少年育成課
	子どもたちが歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園を整備します。	身近な公園を3か所整備し、公園の用地を2か所取得した。	現在、みどりの基本計画の改正などにより、優先的に街区公園を配置する地区を見直しているところであるが、公園緑地の整備には用地の確保が不可欠である。	市街地の全域で歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園の整備を進める。	環境局	公園緑地課
	里山の自然環境など立地特性を生かした個性と魅力ある大規模公園緑地づくりを推進します。	大規模公園緑地（生田緑地、等々力緑地）の整備及び用地取得（用地取得は生田緑地、菅生緑地）を行った。	公園緑地の整備には用地の確保が不可欠である。	大規模公園緑地については立地特性等を踏まえて、個性と魅力ある公園づくりを進めていく。	環境局	公園緑地課
	老朽化した近隣・地区公園を活性化するために、市民との協働により整備計画を策定するリフレッシュパーク事業を推進します。	リフレッシュパーク事業により、御幸公園の整備を平成18年度から継続して行っている。	開設後相当の年月が経過し、施設の老朽化が進んでいる公園緑地については、市民意見を取り入れながら再整備を行い、機能の増進を図ることが求められている。	老朽化した近隣・地区公園のうち6公園を地元住民とワークショップ方式により改修計画を作成し、質の高い特色ある公園として再整備を行う。	環境局	公園緑地課
	子どもが学び、遊び、作り続ける施設であり、子どもたちの居場所としての機能を持つ「子ども夢パーク」において、スタッフの育成などを進め、充実を図ります。	子ども夢パークは、他の青少年教育施設とともに指定管理者制度を導入している。仕様書において、スタッフの資質、人権等に関する研修を実施することとして、施設の設置目的にそった運営がなされるよう配慮した。	研修時間の確保、研修内容の多様化により、子どもの意見表明・参加促進を保障するスタッフとしての資質を向上する必要がある。なお、20年度から市民・こども局に移管される。	指定管理者制度の元で、より充実した研修が図られるよう、検証・評価を行っていく。	教育委員会	生涯学習推進課
自然体験学習等の推進	青少年教育施設において、子どもの自然とのふれあいや野外活動の体験、仲間づくりなどを推進します。	ハヶ岳少年自然の家において、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活を体験させることにより、自然と人間とのふれあいをとおして、心身ともにたくましい児童・生徒の育成を図った。平成19年度は小学校114校、中学校51校、聾・養護学校3校にて実施した。実施学年は小学校5年生と中学校1年生。	本事業は、豊かな自然環境の中で集団宿泊生活・団体行動を通じて人間的触れ合いを深めるとともに、地域社会への理解を深める学校教育を推進することにより、児童・生徒の学習意欲の向上や、豊かな感性と健康でたくましい心身を育成することにつなげていくためにさらに充実する必要がある。また生活体験等地域社会に密着した体験活動の機会を豊かにすることが課題となっているので、本事業をさらに推進して教育活動全体の発展へつなげていけるようにしていきたい。なお、青少年施設は20年度から市民・こども局に移管される。	継続実施する。	教育委員会	指導課
	青少年の家、ハヶ岳少年自然の家における青少年団体宿泊研修を通じて、青少年の社会性や豊かな人間性を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。	青少年の家、ハヶ岳少年自然の家、黒川青少年野外活動センターにおいて、青少年団体を中心に受け入れとプログラム提供を実施している。	施設の設立目的が充分活かされ、かつ利用促進が図られるようにする必要がある。なお、青少年施設は20年度から市民・こども局に移管される。	学習機会の充実を図る。	教育委員会	生涯学習推進課
	青少年科学館において、プラネタリウムによる天文学習や、地層や植物の自然観察・科学実験などの各種学習・教室を実施します。	プラネタリウムの観覧者数75,695人、地層・林の観察4,729人、野外観察会1,419人の参加があった。	事業の充実に伴う効率化を検討する必要がある。	事業の効率的な運営。	教育委員会	青少年科学館
	各地域において夏休み親子工作教室などを実施し、創作活動を通して、親子のふれあいと子どもの創造性を育みます。	市内65小学校でPTAと学校が共同で、夏休み親子工作教室を実施し、17,060人が参加した。幸市民館、日吉分館、橘分館、麻生市民館において、市民の企画による子どもの体験講座を実施した。	学校施設工事等による開催日の調整や、間伐材の利用等で学校との連携が必要となってくる。市民自主事業の幅広い事業内容の確保のため、地域や実施団体との協力関係をさらに深めていく必要がある。	平成19年度より夏休み親子工作教室連絡協議会に小学校長に委員として参加してもらい、学校との連携を深めていく。市民自主事業については、地域や実施団体との情報交換、意見交換を密にしながら、事業を推進し	教育委員会	生涯学習推進課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
文化・芸術活動の推進	市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園において、芸術、文化、美術、伝統、歴史などに触れ、体験する機会を促進します。	(市民ミュージアム) 学校から市民ミュージアムまでバスで結び、午前9時半から11時半(午後は、1時半から3時半)まで学習し、給食時間に間に合うように帰校する移動教室を実施した。市内84小学校、8,349名が参加した。	多摩・麻生区等の学校は、遠距離のため時間的に無理な学校があるので、今後について、午後の見学をより多くした見学日程の組み方等に配慮し、学校教育現場担当者との連絡を密にし、要望等に沿ってわかりやすく親しみやすい、かつ充実した事業の展開と円滑な推進をめざしたい。二ヶ領用水から離れた学校は参加が少ない傾向があるので社会教育研究会等の組織を投資手PRする必要がある。	市内小学生が川崎の歴史を理解するうえで非常に役立っている事業なので、今後も継続実施するとともに、この機会に、ミュージアムの魅力をアピールし、将来の市民にミュージアムが支持されることを目指す。	教育委員会	市民ミュージアム
		(岡本太郎美術館) 市内小・中学校合わせて72校、6,875人が来場した。	川崎市内の全小・中学校の児童・生徒の見学には至っていない。	市内の全小・中学校の児童・生徒に見学をしてもらう。 市外の小・中学校の児童・生徒の見学の増加を図る。		岡本太郎美術館
		(日本民家園) 体験講座として、親子わら細工・竹細工、機織、藍染講座や、わら民具着用体験、竹馬、メンコなどのむかし遊び体験、お月見、実演「大工仕事」と体験「こども大工入門」、小学校の団体に大八車・石臼(粉ひき)・井戸汲み体験などを実施した。	高齢化による指導者の確保、協力者の確保、受け入れられる学校数(現在は1日1校)や受入日が重複した場合の調整方法、申込方法の改善などが課題である。	継続実施する。		日本民家園
	子どもの音楽活動の推進を目指して、音楽の祭典、オーケストラ鑑賞、行進曲かわさきの制作、地域の音楽家との交流などを推進します。	平成19年9月、12月に小・中学校を対象に子どものためのオーケストラ鑑賞を行った。平成20年1月には子どもの音楽の祭典を行い、小・中・高校生に音楽活動の発表の場を設けた。また、市内中高生によるジョイフルバンドを募集・結成し、練習の成果を発表した。事業の一環として「地域に開かれた子どもの音楽活動」の推進を行い、地域の音楽家や音楽大学を招き、学校の特色を活かした活動を実施した。	活動により効果は得られたが、子どものためのオーケストラ鑑賞と地域に開かれた子どもの音楽活動は、定数等の関係により希望する全ての学校を対象にすることができないため、より多くの学校に音楽活動推進の機会を作る必要がある。	子どものためのオーケストラ鑑賞、子どもの音楽の祭典、地域に開かれた子どもの音楽活動の継続実施により、さらに多くの学校に参加の機会を作る。活動については、今まで実施してきた事業内容を振り返り、結果や成果を踏まえた改善を進めながら、子どもの音楽活動のさらなる推進を図る。	教育委員会	指導課
	お話のおもしろさ、本を読む楽しさを体験できるように、公立図書館において幼児、小学生を対象に、おはなし会を開催し、子どもと本との出会いを促進します。	各市立図書館でのボランティアグループによるおはなし会等を実施した。「かわさき読書週間」(10月29日～11月11日)において、各市立図書館で子ども対象の読み聞かせ、図書館ツアー、絵本ワークショップを実施した。「かわさき読書の日」(11月10日)において、講師と小・中学生によるトークセッションを実施した。	学校図書館等における読書環境の整備、読書の楽しさを広める普及広報活動、読書活動推進における学校と行政の連携	子どもの読書活動への理解を広めるために、家庭への普及広報や地域との連携、ボランティア支援等を推進する。	教育委員会	指導課
学校図書館の充実と有効活用を図るため、学校図書館ボランティアの育成や、公立図書館との連携を推進することにより、子どもの読書習慣の形成を進めます。	各区の学校を巡回訪問して、図書館環境の整備、読書活動の工夫等について、司書教諭や図書ボランティアへの指導助言等を行った。7区合計で延べ1,700回程度の訪問を実施した。また、図書ボランティア支援として、各区において、図書館コーディネーターが企画し、また、公共図書館とも連携して、図書ボランティア研修会を開催した。7区合計で28回開催した。	学校図書館等における読書環境の整備、読書の楽しさを広める普及広報活動、読書活動推進における学校と行政の連携	学校図書館コーディネーターの巡回訪問を継続し、一層充実させる。また、図書ボランティア研修会の内容を、ボランティアのニーズに合わせて、さらに充実させる。	教育委員会	指導課 生涯学習推進課	
スポーツ活動の推進	地域の自主的な運営による総合型地域スポーツクラブを育成し、子どもたちの健康・体力づくりや世代間の交流を促進します。	自主運営・活動を推進する環境づくりのため、既存クラブの活動支援として総合型地域スポーツクラブの普及を目指した周知活動を行うとともに、準備会組織の会議への参加・助言・周知広報の支援、啓発事業の委託等によりクラブ設立に向けた取組を行った。平成20年2月、新たに中野島地区でクラブが設立されたため、平成19年度においては、地域での活動を展開する設立済みクラブが4つ、準備会組織が活動を行う地区が1つとなった。総合型クラブでは、子どもの体力作り、健全育成を担うとともに、コミュニティ活動の核となり地域に根ざしたスポーツ振興を図っている。	設立し活動が具体化する段階では、活動の核となるクラブハウス機能の確保、クラブ会員の確保・拡大、財政的な基盤整備、組織運営体制(運営役員)の確保などが課題となる。	当面、各区に1か所以上のクラブ設立を目指し、準備会組織の活動支援を行うとともに、未設置区での準備組織設立に向けて取組を進める。	教育委員会	スポーツ課
	スポーツセンター等において、子どもたちがスポーツに親しむ場や、スポーツを通じて親子がふれあう機会を提供します。	教室事業として、少年スポーツ教室、親子スポーツ教室などを実施し、個人利用(「スポーツディ(小学生以上対象)」)ではキッズスポーツや小学生対象球技のプログラムを設けるなど、子どもたちがスポーツに親しむ場や機会を提供した。	管理代行の指定を受けた事業者が、スポーツ施設の専門性を確保しながら、多様な市民サービスに対応していくことが重要であり、健康づくり、体力づくりとともに地域づくり、人づくりにも配慮したスポーツ施設の企画・運営が求められている。	指定管理者による施設運営において、公的施設の持つ役割を踏まえながら、市民ニーズに対応した柔軟な施設運営と新たなサービス展開を追求する。また、地域や他機関との連携を強化し、広範な事業展開を模索する。	教育委員会	スポーツ課

基本目標6 子どもと子育てにやさしいまちづくり

(1) 子育てに配慮した住宅の整備

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
子育てに配慮した民間住宅の普及推進	不足している適切な広さのファミリー向け賃貸住宅の供給を誘導するため、住替えを希望する高齢持家世帯の住宅を有効活用し、子育て世帯が子育ての一定期間、負担可能な家賃で利用できるような定期借家戸建賃貸住宅等の普及方策について検討します。	高齢者世帯等の住替えに関するニーズの分析等の成果を踏まえ、的確な相談や情報提供に向け、段階的に効果的・効率的な施策展開を行うため、持家に居住する高齢者世帯に対して住替え先に必要な情報を調査収集し、整理を行い、また、相談担当が相談業務を適切かつ円滑に行うため、必要な知識や事例等の内容を整理して業務マニュアル素案を作成し、相談窓口開設に向けた調査検討を実施している。	高齢持家世帯等の住替えを推進するためには、ニーズを踏まえた住替え先の相談や情報提供を行う相談窓口等の整備が必要であるが、その実施には適切なニーズ把握や住替え先となる住宅、施設等の情報整理、市内事業者との協力関係等が必要であり、こうした作業や協力関係の構築には時間を要する。また、持家を賃貸化後に売却する場合、譲渡所得税において居住用財産と同等の特別控除が適用されない等、税制上の課題がある。	適切な規模の住宅確保を希望する子育て世帯に対し、高齢者世帯の従前住宅等への住替えに必要な情報提供や相談に応じることなどで、高齢者世帯等の住替えを支援し、住生活の改善など、住宅ストックの有効活用を図るため、高齢者住替え支援に向けた相談体制の整備、方策の検討を行う。	まちづくり局	住宅整備課
	子育て世帯の入居が促進されるよう、騒音対策や子育て支援施策との連携が図られているなど、子育て対策が施されたマンション等の共同住宅の普及方策を検討します。	平成18年8月に川崎市住宅政策審議会から答申「川崎市住宅基本計画の推進について」が提出され、住宅の大多数を占める民間住宅においては、若年世帯が安心して子育てができる環境づくりを行うことは重要であり、実現に向けては、子育て世帯等の世帯特性に応じたサービスの確保や自主的なコミュニティ活動等とともに、一定のバリアフリー化等がなされた良質な住宅の整備が必要であると提言を受け、子育て等あんしんマンション認定要綱・要領の素案を作成した。	川崎市住宅政策審議会において、ハード面の課題としては、共用部分等の整備におけるインセンティブの設定や新築分譲住宅を対象とした基準だけでなく、既存住宅・賃貸住宅を対象にした基準の作成等の意見があった。また、ソフト面の課題として、地域コミュニティとの連携や相談サービスの担い手の育成、庁内関係部局等との連携等の検討が必要との意見が出された。	若年世帯が安心して子育てができる環境づくり及び高齢者等が自立して生活し、生き生きと暮らすことができる環境づくりを図るため、(仮称)川崎市子育て等あんしんマンション認定制度の創設を来年度当初に行い、子育て世帯等に配慮した民間住宅の普及、ソフトの推進を図ります。	まちづくり局	住宅整備課
特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進	特定優良賃貸住宅等は子育て世帯に利用しやすいよう、子供の数に応じた収入基準の緩和と家主(認定事業者)による入居者負担額の抑制策などを検討します。	18歳未満の同居者がいる子育て世帯に対し、入居収入要件(月額所得20万円以上の基準を、18歳未満の同居親族1人につき1万円減)の緩和を行った。子育て世帯の入居割合は約6割。また、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等に関する特別措置法に基づく地域住宅計画に、配慮入居者として、所得60万1千円を超える者のうち、18歳未満の同居親族を有する者を位置付け、特定優良賃貸住宅への入居機会を拡大した。	子育て世帯の多く入居する特定優良賃貸住宅の周知のために、対象を絞って広報することが必要である。また、昨年度に制度化をした配慮入居者への賃借についてオーナーに説明し、承認する手続きを早急にする必要がある。	新規の特優賃の認定は平成16年度から原則として休止し、必要に応じ、市街地更新等のまちづくり事業等の事業ツールとして限定的に活用する。また、既存住宅は、市場に帰すことを基本として、管理期間中は、家賃値下げ等により行政負担の圧縮に努めるとともに、子育て支援策としてより有効に	まちづくり局	住宅整備課
市営住宅の入居システムの工夫	市営住宅の入居において、ひとり親世帯、多子(子供が3人以上)世帯や、若年子育て世帯など、より住宅に困窮する世帯の入居機会の拡大が図れるよう、入居システムを工夫します。	川崎市住宅政策審議会から「新たな市営住宅管理制度のあり方」の答申を受け、川崎市市営住宅管理制度検討委員会の作業部会において検討を行った。	住宅困窮度の評価については、困窮状況が的確に反映され、公平性の確保された評価項目とするために、慎重な検討を要する。また、子育て世帯を対象とした定期借家制度は、限られた供給戸数の中で、他の困窮事由による応募者用の住居戸数との均衡を図る必要がある。また、子育てに適した住宅の選定、対象となる子どもの年齢及び期間満了時の住宅からの退去並びに募集戸数の確保などの課題がある。	住宅に困窮するひとり親世帯、多子(子どもが3人以上)世帯及び子育て世帯などの入居機会の拡大が図れるよう、ポイント制及び定期借家制度について検討を行う。	まちづくり局	住宅管理課
健康で安全な居住環境の推進	住居内における健康上の危害の発生防止や快適で安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供、啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業の充実を図ります。	各区役所保健福祉センター衛生課において市民からの相談・要望(相談総数 5,078件)に対応し問題解決のための助言を行い、必要に応じて簡易測定器等を用いて測定を実施した(測定住宅数 12施設、検査総数 75件)。また、両親学級において、乳幼児と居住環境等について講話を行った(衛生講習会 89(80)回、3,740(3,592)人 カッコ内は両親学級の数)。また、川崎市シックハウス対策会議を主催し、川崎市有施設シックハウス対策ガイドラインに基づいた市有施設の室内濃度の測定(231か所)を推進するとともに、川崎市ホームページ上に川崎市シックハウス対策会議のページを立ち上げ、その測定結果等を公表した。	今後の事業の課題・問題点としては、一般住宅のシックハウス症候群対策やダニ・カビ等のアレルギー対策等の問題に総合的に対応するため関係部局との連携体制の確立に努める必要がある。また、市有施設におけるシックハウス対策として、川崎市有施設シックハウス対策ガイドラインに基づいた対策が実施されるよう働きかけていく必要がある。	引き続き、一般住宅に対しては、各区役所保健福祉センター衛生課の健康リビング相談窓口を中心に、市民からの相談や要望に対して助言を行うことにより、問題解決を支援する。また、新たな問題点やその現状を把握するように努め、相談等に迅速に対応するために積極的な情報収集を行い、情報の還元を図る。様々な機会をとらえて、健康を支える居住環境づくりを推進するための普及啓発を行う。市有施設に対しては、川崎市有施設シックハ	健康福祉局	生活衛生課

(2) 安心して外出できる環境の整備

推進項目	内容 ( は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
福祉のまちづくりの推進	市民にやさしいまちづくりを進めるため、「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいた建築物や道路、公園等の整備を推進します。	指定施設について事前協議を実施し、公共的施設のバリアフリー化の普及を促進した。	不特定多数の人が利用する公共的施設について、より多くの施設がバリアフリー化されるよう、福祉のまちづくり条例の考え方についての普及・啓発が必要である。	バリアフリー法に基づく基本構想の策定や公共施設の改善など、公共のイニシアティブによるバリアフリー化を推進する。	まちづくり局	企画課
授乳コーナー、ベビーベッド等の設置の促進	子どもを連れて安心して外出できるよう、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置を促進します。	子どもを連れて安心して来庁できるよう、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置を進めている。  [市役所本庁舎、第2庁舎及び第3庁舎設置実績] ベビーキープ 本庁舎1、第2庁舎2、第3庁舎1 ベビーシート 本庁舎1、第3庁舎2 授乳コーナー 本庁舎1(授乳コーナーにベビーベッド1台設置)  [各区役所設置実績] ベビーキープ(川崎5、大師1、田島2、幸6、日吉10、中原区8、中原保2、高津21、橋1、宮前区5、向丘1、宮前連1、多摩78、生田1、菅1、麻生5、柿生1) ベビーシート(幸6、日吉4、中原区1、中原保2、高津1、宮前区5、多摩27) ベビーベッド(川崎11、大師2、田島2、幸9、日吉10、中原区2、中原保9、高津18、橋2、宮前区16、向丘1、多摩10、生田1、麻生13) 授乳コーナー(川崎1、幸1、日吉2、中原区1、中原保1、高津2、宮前区1、多摩1、麻生1)  (略称) 7区役所(川崎、幸、中原区、高津、宮前区、多摩、麻生)、2支所(大師、田島)、4出張所(日吉、橋、向丘、生田)、3連絡所(宮前連、菅、柿生)、1旧保健所(中原保)	既存の施設において、授乳コーナーやベビーベッド等を設置するためには、新たなスペースの確保が必要である。	設置については、スペース等の建物の状況を勘案しながら検討していく。	総務局 総合企画局	庁舎管理課 区行政改革推進担当

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
バリアフリー化の推進	一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本構想を策定します。	武蔵中原・武蔵新城駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の基本構想案をとりまとめた。	平成18年12月20日に施行されたバリアフリー新法をふまえたバリアフリーのまちづくりの推進が必要である。	平成20年度に、新川崎・鹿島田駅周辺地区及び宮前平・鷺沼駅周辺地区基本構想案をとりまとめる。また平成21年度には、基本構想を策定しない市内各駅におけるバリアフリー化の推進に向けて、その考え方をとりまとめる。	まちづくり局	企画課
	基本構想に基づき、歩行空間の整備等を重点的に実施します。	平成16年11月に基本構想が策定された、川崎駅周辺地区・溝口駅周辺地区及び、平成17年3月に基本構想が策定された、武蔵小杉駅周辺地区及び、平成18年3月に基本構想が策定された、新百合ヶ丘駅周辺地区において、点字ブロック、案内表示の整備を実施した。	特に無し。	川崎市交通バリアフリー基本構想に基づき、順次整備を実施していく。	建設局	道路計画課 道路整備課
	鉄道駅舎へのエレベーターの設置を促進します。	平成19年度の事業実績は、新百合ヶ丘駅(EV3基)・溝の口駅(EV2基、2経路目)・武蔵中原駅(EV3基)・久地駅(EV3基)への補助を実施したことにより、市内54駅のうち34駅のバリアフリー化が図られた。	バリアフリー法では、平成22年を目標に1日あたりの利用者数が5千人以上の鉄道駅について、全ての利用者が安全かつ円滑に利用できる駅施設の整備が鉄道事業者の責務となっており、市は各鉄道事業者によるエレベーター設置に対して補助を行っているが、同一年度に鉄道事業者からの要望駅が集中すると全駅への補助が困難となるため、各鉄道事業者との事前調整が必要となる。	引き続き、各鉄道事業者との調整を図りつつ補助事業を実施し、駅舎のバリアフリー化を促進する。	まちづくり局	交通計画課
安全で快適な道路環境の整備	人の利用の安全・快適に配慮した道路の新設・改築等の道路整備を進め交通安全対策を推進します。	通勤、通学、買い物など市民生活に密着した生活道路の拡幅、交差点の改良、電線類の地中化等を行い、安全で快適な地域の交通環境の改善を図っている。	事業の執行には、用地買収が伴うため、関係地権者との交渉が事業の進捗に大きく影響してくる。また、用地買収状況に応じた効率的な工事を施工するため、各区建設センター、地元関係者及び交通管理者等との綿密な調整が必要となる。	整備にあたっては、道路のネットワーク化を基本としつつ、地域の状況を各区の建設センターと協議し、地域の実情に即した道路整備を行う。	建設局	道路整備課
	交通事故の多発している道路、その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、「あんしん歩行エリア」に指定し総合的な交通安全対策を進めるなど、効果的な取組により死傷事故の削減を図ります。	整備計画に基き市内8地区のうち、戸手・武蔵小杉駅周辺・溝口駅周辺地区整備が完了した。	計画事業費が大幅に増加しており、対策の優先度を十分精査し、整備財源の確保に向けて調整を行っていく必要がある。	平成22年度までに市内8地区のうち5地区のエリア内の死傷事故件数を、2～3割抑止することを目標とした交通安全対策を進める。	建設局	道路整備課

(3) 子どもの安全を確保する活動の推進

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
交通安全教育の推進	各学校においては、継続的・計画的に交通安全教育(歩行者としてのマナー及び正しい自転車の乗り方等)を実施し、交通事故から身を守る意識を高める教育を推進します。	各幼稚園、小学校、中学校、高等学校において交通安全教室を開催し、低学年には安全で正しい歩行や道路の横断の仕方について、また高学年、中学生、高校生には自転車の安全な乗り方などを中心に所轄警察署や県の関係機関の協力を得て実施した。	平成18年に比較し交通事故発生件数は増加し、中でも、自転車による事故が多発しており、交通ルールの遵守、マナーの徹底など、さらなる交通安全教育の推進が必要である。	より一層の交通安全教育が実施されるよう、各学校に対し具体的な資料提供を行なう。また、引き続き、小学校における交通安全教室の実施を推進するとともに、中学校、高等学校における自転車教室等の開催を推進する。	教育委員会	健康教育課
	地域と連携し、保護者や高齢者に対し、子どもの手本となるよう交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた交通安全教室を充実します。	母親や高齢者を対象とした交通安全教室や自転車教室を、地域の実情に即して実施した。交通安全教室実施実績(平成19年4月～平成20年3月)回数 30回参加人数 1,326人	各地区交通安全対策協議会を中心とした活動を行っているため、全市で統一した取り組みを実施していないことが挙げられる。	引き続き、保護者や高齢者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、平成20年6月に施行された道路交通法の一部改正に伴い、子どもの自転車用ヘルメットの着用が保護者の努力義務になることの周知等、交通ルールの遵守や交通マナーの向上を目的とした啓発活動を推進していく。	市民・こども局	地域安全推進課
	チャイルドシートの着用の徹底を図るため、その必要性と着用効果を認識し、正しい着用が行われるよう安全意識を高める啓発活動を推進します。	各季の運動において運動の重点に「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」を盛り込み、チャイルドシートの着用及び正しい取り付けについて、街頭での啓発活動やキャンペーン等を実施した。	各地区交通安全対策協議会を中心とした活動を行っているため、全市で統一した取り組みを実施していないことが挙げられる。	引き続き、各季の運動を中心とした活動を進めるとともに、様々な機会を捉えて啓発活動を推進する。	市民・こども局	地域安全推進課
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	市内の公立学校等と警察担当者が、事件や子どもの非行化を未然に防ぐために児童・生徒の諸問題や健全育成について定期的に情報交換を行う川崎市学校警察連絡協議会を充実します。	全市学校警察連絡協議会では、全体協議会を2回、運営委員会を3回、川崎市全域の広報パトロールを夏、冬に合計16日間実施した。また、会報を2回発行し、活動の周知を図った。8地区の学校警察連絡協議会では、各地区の実態に即して、地域の関係団体と連携を取り、協議会や善行表彰、パトロール、危険箇所マップの作成、学校安全研修会を各警察署と連携を図り実施した。	インターネットや携帯電話でのトラブルなどの未然の防止のために、学校と警察の活動の中で、マナーや望ましい利用方法などを周知徹底していくことが重要である。今後も、子どもを取り巻く社会状況を的確に把握し、課題を明確にした取組を行っていく必要がある。	学校・警察の連携した活動とあわせて、地域や保護者の協力を得た活動を展開していくことが必要である。	教育委員会	指導課
	子どもたちが事件・事故に巻き込まれることのないよう、地域の安全・防犯体制への取組の強化を推進します。	市民、事業者、関係団体、警察及び行政が連携して防犯対策の取組を進めるため「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を開催し、地域の実情にあわせた地域ぐるみでの防犯対策を効果的に実施するために、各区「安全・安心まちづくり推進協議会」との連携強化を図り、協議会の5つの基本方針及び推進計画の推進を図った。また、「こども安全の日」(毎月1日と10日)を制定し、学校等の登下校時におけるPTAや地域等の協力による児童の見守り活動の推進を図った。	「安全・安心まちづくり庁内連絡会議」を引き続き開催し、防犯対策に有効な施策や地域防犯活動団体への効果的支援について検討する必要がある。	「子どもを犯罪被害から守る」を含めた、協議会の5つの基本方針及び推進計画の推進を図るとともに、子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するうえで、地域住民が子どもを見守れるようなまちづくりを推進していくために、地域防犯活動拠点整備の検討を進める。	市民・こども局	地域安全推進課
	学校防犯について危機管理マニュアルを作成し、施設設備面での安全管理体制を強化し、幼児・園児・児童・生徒に対する安全教育、教職員の危機管理に対する意識の向上などを図り、安全な環境づくりを推進します。	教育委員会は、各学校に、自校が作成している危機管理マニュアルを再確認することや児童生徒の登下校の安全確保について指導の徹底を図ることを周知した。各学校では、危機管理マニュアルに基づき、所轄の警察署や安全指導員等の協力を得て、不審者侵入等緊急時に対応できるよう、さす股の使用など防犯講習会を実施するなど、学校教職員や保護者の防犯意識を高めている。また、子どもたちには、危険回避能力を身につけることを目的とした誘拐防止教育なども実施している。	防犯講習会や子ども向け誘拐防止教室等の実施の呼びかけや学校安全の手引きの作成が急務である。	学校が保護者や地域の方々と連携し、地域全体で子どもが安全で、安心した学校生活が送れるよう、地域ぐるみで学校の安全確保に取り組んでいく。	教育委員会	健康教育課
	子どもたちが被害者となる事件や事故を未然に防ぎ、地域の大人が子どもたちを暖かく、見守り育てていくための地域環境づくりを目的とする「こども110番」事業の促進を図ります。	「こども110番」事業の未実施校と調整を行い、新たに1校の協力を得て、市内114小学校中110小学校が「こども110番」事業を実施した。また、「こども110番」のステッカーデザインに「ドラえもん」を起用し、公用車等を活用した「こども110番」事業を実施した。	全国的に子どもの安全を脅かす事件が増加しているため、市内全ての小学校で「こども110番」事業の実施ができるよう拡充が必要である。	「こども110番」事業の充実に向け、引き続き関係機関、関係団体と連絡調整を行う。	こども本部	青少年育成課



推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	所管課
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	学校とPTA・地域が連携して行う地域パトロール、通学路の安全点検、防犯マップ・安全マップの作成など「子どもの安全のためのネットワーク」づくりを推進します。	各学校は、保護者をはじめ、町内会や老人クラブに協力を依頼し、児童の登下校路のパトロールを進めている。また、今年度は、各区に警察官OBのスクールガード・リーダーを配置し、各学校の巡回点検指導や学校安全ボランティアへの指導など、地域ぐるみで子ども達の安全確保に取り組んでいる。各区にモデル地域を指定し、「地域ぐるみの安全体制整備」の推進を図り、先進的な取組を進めてきた。他の学校についても、下校途中の児童が犯罪に巻き込まれると言った事件を受け、通学路の安全点検の実施や、安全マップの作成及び見直しやPTAや町内会・老人会等の協力による学校内外の巡回パトロールの実施などに取り組むよう周知している。	子どもたちの安全対策については、さらに地域への啓発活動を積極的に行い、協力体制の確立を図ることが必要である。各区の安全・安心まちづくり協議会との連携を進めることも大切と考える。	平成20年度はスクールガード・リーダーを1区2名の14人体制とし「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の全市的な定着が図れるよう努めていく。	教育委員会	健康教育課
	小学校においては低学年児童を中心に防犯ブザーを配布する等、犯罪被害に会わないための行動及び犯罪被害が発生した場合やその恐れがある場合の対処方法などの指導を充実します。	平成19年度の配布で、市立小学校の全児童が防犯ブザーを携帯することができた。各小学校には防犯ブザーの点検や使用方法の訓練などに取り組むように周知している。	子どもたちが危険回避能力を身につけるため、防犯ブザーの点検や使用方法の訓練について、今後も継続して周知していく。	今後も新1年生に防犯ブザーを配布し、市立小学校の全児童が防犯ブザーを携帯するよう努める。	教育委員会	健康教育課

## かわさき子ども「夢と未来」プラン 所管局(区)等 ・ 担当一覧

	所管局・区	所管課等	電話	備考
1	総務局	庁舎管理課	200-2081	
2	総合企画局	都市経営部	200-2347	プロジェクト推進担当
3		区行政改革推進担当	200-2358	
4	市民・子ども局	地域安全推進課	200-2266	
5		人権・男女共同参画室	200-2300	男女平等推進
6		人権・男女共同参画室	200-2344	子どもの権利
7	子ども本部	子ども企画課	200-3174	
8		子ども家庭課	200-2674	
9		青少年育成課	200-2668	
10		子ども福祉課	200-2672	
11		保育課	200-2660	
12		保育所整備・計画担当	200-3729	
13		子ども家庭センター	870-8001	
14		中央児童相談所	877-8111	
15		南部児童相談所	244-7411	
16		南部地域療育センター	211-3181	
17		中部地域療育センター	745-4559	
18		北部地域療育センター	988-3144	
19	経済労働局	労働雇用部	200-2271	
20	環境局	公園緑地課	200-2388	
21	健康福祉局	健康増進課	200-2427	
22		環境保健課	200-2435	
23		生活衛生課	200-2447	
24		疾病対策課	200-2440	
25		地域医療課	200-2426	
26		地域福祉課	200-2626	
27		障害福祉課	200-2653	
28	まちづくり局	企画課	200-2715	
29		交通計画課	200-2717	
30		住宅整備課	200-2996	
31		住宅管理課	200-2948	
32	建設局	道路計画課	200-2769	
33		道路整備課	200-2798	
34	川崎区役所	地域振興課	201-3133	
35		保健福祉サービス課	201-3206	児童家庭支援
36		子ども支援室	201-3312	
37	幸区役所	保健福祉サービス課	556-6688	児童家庭支援
38		子ども支援室	556-6693	
39	中原区役所	地域保健福祉課	744-3252	
40		保健福祉サービス課	744-3263	児童家庭支援
41		子ども支援室	744-3238	

	所管局・区	所管課等	電話	備考
42	高津区役所	企画課	861-3131	
43		保健福祉サービス課	861-6615	児童家庭支援
44		子ども支援室	861-3329	
45	宮前区役所	保健福祉サービス課	856-3258	児童家庭支援
46		子ども支援室	856-3301	
47	多摩区役所	企画課	935-3140	
48		保健福祉サービス課	935-3291	児童家庭支援
49		子ども支援室	935-3431	
50	麻生区役所	保健福祉サービス課	962-5158	児童家庭支援
51		子ども支援室	965-5303	
52	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当	813-3114	
53	教育委員会事務局	学事課	200-3267	
54		人権・共生教育担当	200-3273	
55		教育改革推進担当	200-2465	
56		指導課	200-3290	
57		健康教育課	200-3299	
58		生涯学習推進課	200-3304	
59		スポーツ課	200-3312	
60		カリキュラムセンター	844-3720	総合教育センター
61		教育相談センター(溝口)	844-3700	総合教育センター
		教育相談センター(塚越)	541-3633	総合教育センター
62		幼児教育センター	833-5171	総合教育センター
63		市民ミュージアム	754-4500	
64		日本民家園	922-2181	
65		青少年科学館	922-4731	
66		岡本太郎美術館	900-9898	

## かわさき子ども「夢と未来」プラン

- 川崎市次世代育成支援対策行動計画 -  
実施状況について（平成19年度実績）  
（平成20年10月発行）

問い合わせ先 川崎市市民・こども局こども本部こども青少年部  
こども企画課  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-3174 F A X 044-200-3190  
E-mail 25kodoki@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY